

唐・宋間における支配層の構成と変動に関する基礎的研究

研究代表者

吉 岡 真

(福島大学教育学部)

一九九三年三月



附屬圖書館 殿
謹 呈

104年
2月
24日

吉 周
著

者 真

平成三・四年度 科学研究費補助金（一般研究C）

研究成 果 報 告 書

研究課題番号 ○三六一〇一八六

研究課題 唐・宋間における支配層の構成と変動に関する基礎的研究

研究代表者 吉岡 真（福島大学教育学部・助教授）

研究分担者 寺地 遵（広島大学文学部・教授）

研究経費 平成三年度 一、〇〇〇千円

平成四年度 七〇〇千円

計 一、七〇〇千円

研究発表

吉岡 真 「北京図書館所蔵唐代墓誌拓本管見」（『アジア史における地域自治の基礎的研究——平成三年度科学硏究費補助金総合研究（A）研究成果報告書——』、一九九一年三月、広島大学文学部、六一九頁）

寺地 遵 「日本における宋代史研究の基調」（『中国史学』第一巻、一九九一年一〇月、中国史学会、一九一—二一〇頁）

研究成果

最近の中国史研究のなかでも、とりわけ唐代史分野では、各種の人名・伝記史料索引の出版や石刻史料漢籍・墓誌拓本の影印公刊があつついでおり、唐代支配層に関する研究は、史料の面で全く新たな段階に入ってきた。更にまた、宋

代史研究においても、伝記・政治史編年史料の索引と多種の地方誌・金石関係書が続々と発刊され、今日、かかる索引と史料をいち早く使用して研究の基礎となるデータを学界に提供することが、宋代士大夫層研究の重要な課題となつてゐる。

本研究は、従来の唐・宋関係基本史料に加え、以上のような近刊の工具書・漢籍史料を十分に利用し、更に考古学的出土史料写真をも精査することによつて、唐・宋の中国史上まれにみる変革期における、当代支配層の階層的・地域的構成とその変動に関する実態について、一定のデータをまとめあげ、今後の唐・宋政治社会史研究に資することを目的としたものであつた。そしてこの二年間の研究成果を略述すると以下の如くなる。

(一)まず、唐代史部門では、①吉岡真が、唐朝最盛期(八世紀前半)の中央官僚機構内要職就任メンバーに關係する伝記・系譜史料、詔勅類、墓誌拓本写真等を収集・整理し、玄宗朝の政権内部構成とその変遷過程や、就任官人群の出身地域・階層的特質を容易に把握し一覧しうる「人的構成年表」とその基となる「史料考証」を作製した。②更に吉岡は、以上の如き、唐朝官僚機構内メンバーの、比較的広範で多人数の分析作業にとつては必須の史料である唐代墓誌(現存のもの、約六、〇〇〇~七、〇〇〇点)の、系統的調査と整理に取り組み、従来の、唐人文集・石刻史料漢籍に収録の唐誌(草稿・錄文)に加えて、近刊の北京図書館所蔵唐代墓誌拓本写真三、〇〇〇余点(解放前出土)や『隋唐五代墓誌汇編』(一九九一~九九二、天津)所収の解放前~後出土唐誌拓写真五、〇〇〇点弱、などを精査して、編年的整理を進めつつあり、近い将来、現存唐代墓誌の全体を見通すことができる総合目録を公表する予定である。

(二)次に、宋代史分野では、寺地遵が、従来の研究では不明確であった南宋朝政権の崩壊期における地域事情の解明に着手し、その一例として、南宋期台州黄巖県の地域発達の過程を、地方誌・鐘銘、墓誌銘文等の新史料を駆使して復元し、在地支配集團を核とした官民一体の「地域」(黄巖)が南宋末に実現したこと、まさにこのことが、南宋政権崩壊期に浙東地方では数少ない、モンゴル軍への軍事的抵抗が、在地地主の連合によつてこの黄巖県で試みられた歴史的背景であったことを克明に分析した。

本書は以上この二年に亘る研究成果の報告書であり、その成果の一部が本報告書のなかに盛り込まれて いる。

(研究代表者　吉岡　真)

目 次

一、南宋末期台州黃巖縣事情素描.....

寺 地

二、八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成——年表・考証——.....

吉 岡

真 三三

遵 一

一、南宋末期台州黃巖県事情素描

寺 地 遵

はじめに

一、「宋・慶善寺新鐘銘文」をめぐって

二、宋代、台州黃巖社会の特徴的諸相

三、宋代、黃巖水利事業の展開と特質

四、南宋期黃巖宗族の運動——牟氏・杜氏・朱熹を中心として

五、南宋末、牟大昌起義の限界と元代、地域内結合の解体

六、註・附図・附表

けれども、他に類例は余り多くはない。本稿は宋元交替過程を格別の特色ももたない一地方から見ようとした一事例研究である。

二二七六年正月、元軍が首都臨安（杭州）に迫り、南宋朝は降伏した。

以後、福建・兩廣などにおいて抵抗活動が続けられたが、一二七九年六月、〈崖山の戦い〉の敗残軍が元軍に降り、組織的抵抗は終わり、元朝の中国統一が成就した。この経過は、いわば権力中心の所在と運動の追跡である。南宋政権の下で政権中心と無縁であった地方は、この間の政治理過程——政権交替過程に対してもどのように対応したのであらうか。これまで泉州、蒲寿庚の活動を通しての宋元交替期の観察は著名であった

はじめに

一、「宋・慶善寺新鐘銘文」をめぐって

黄瑞編輯、王棻校正『台州金石錄』卷十に收められている「宋、慶善寺新鐘銘」は、これまで研究者の注目をひいたことは無いようであるけれども、南宋末期の台州黃巖県事情について実に多くの情報を提供して

くれる。鐘の高さは九尺、周囲は一丈三尺五寸——一丈七尺六寸、厚さ四寸五分、重さ六千斤（約三・五八トン）である。淳祐九年（一一四九年）六月四日、火災によって慶善寺伽藍は焼尽したが、時の黃巖県知事、王華甫の主唱により一五〇万貫文の資金を県内外の官民より広く募り、六千斤の大鐘は辛亥年（淳祐十一年）閏十月九日に成ったとされる。

そしてこの大鐘の最大の特徴は上下各層六区、合計十二面にびつちりと鑄こまれた銘文、特に千数百名を数える「捨錢結銜姓氏」——寄進者名簿にある。知県・県丞・県主簿・県尉兼僉厅・県酒税などの県官、宗室趙氏の黃巖県寄寓者、同じく寄居の士人群、郷官と称せられている在郷有力者、進士の敬称をもつ人々⁽¹⁴⁾、多数の僧尼、道士らが一般寄進者と共に名を連れていた。おそらく黃巖の官民有力者はもれなく網羅されていたと言つて過言ではなかった。『嘉定赤城志』は嘉定十五年（一二二二）にかけて、主戸四万九千二百十三戸としていた。約五万戸として、この大鐘に一般姓名——官人・士人・僧道者を除いたものは、約一千余名を数えることができるから、五十戸に一戸の割合いとなる。そして最低一千文以上の捨錢——新鐘铸造資金寄進を行ひえた人々は、まちがいなくこの時期の黃巖県在地有力戸と見てよいであろう。なお寄進者名は殆んどが女性名である。これは女性が男性より信仰心が厚かつたことを意味するものではなく、仏寺に寄進をする場合の一般的慣行であり、婦女子も必ず各戸主・家長の意向をうけての寄進、すなわち各戸を代表して寄進行為であったと考えたい。参考までに名簿の一例を示すと、

漢城保（鐘面下第五区）

王道真、王庚妻許四乙娘、男寿老、各壹千。王元盛、王元敬、王蘭孫、

于百十娘、孫十三娘、吳廿五娘、洪廿七娘、黃廿七娘、林五四娘、徐頤、各一千足。阮伯寿、陳三一娘、各一千足。

といった形態をとつていた。

また、寄進者名は捨錢者居住の地名によって束ねられていた。その地名は延べ百十数箇所ある。郷・保・村名などで繰返しあらわれるもの、および黃巖以外の地名を除き整理すると六十三箇所の地名が残る。それらを、『嘉定赤城志』にはじまる各種の台州府志、黃巖県志、太平県志、『浙江全輿圖並水陸道里圖』（清・宗源翰等原纂、民国・徐則恂等修訂）、『浙江省鄉鎮村名手冊』（一九八五年）、『中華人民共和國地名詞典』（浙江省）（一九八八年）、『浙江省地図冊』（一九八九年）などによつて追跡できたものが四十数箇所あつた。いまその概略を図示したのが添付 I の「黃巖県水系・地名（宋元期）大略図」である。

これによると、南宋代には台州では浜海田が発達したとされるが、殆どの集落は山麓に展開しており、瀕海の地ではなかつたことがうかがわれる。なおこの点を含めた黃巖県地域開発の進展概略は後ほどで再び触ることにしたい。

要するに、慶善寺新鐘铸造事業——百五十万貫募集の大事業が、官民一体によつて遂行されたこと、その際に黃巖県下の多数の郷村と在地有力層——全主戸の五十分の一にあたる——がこの事業に参加していたこと、すなわち官民一体性および捨錢者の広範囲性と大量性をまず指摘しておきたい。

次に注目すべき点は、刻銘願文にみられた趙氏政權——宋王朝の永遠を祈願する、いわば一種の国家主義の発露である。銅鐘の銘文は概して

仏の功德を謳い、称名や仏典の章句を主銘文とするのが通例であるが、この大鐘は、「願わくば是の功德を以て、上の聖寿の此の鐘声と同じきを祝る」と述べ、しかも撞木のある箇所の上面は、「祝延今上皇帝聖寿無窮」の一行十字が正書してあった。皇帝の恩徳と仏徳を同じく感謝し、皇帝万歳を祈る主銘文は余り例を見ない。これはこの大鐘の第二の特色といえるであろう。

以上、県知事の主導の下に官民一体となって巨費を募集して大鐘鋸造事業を遂行したこと、鐘音にこめられた仏徳と皇帝の恩徳を一体としてとらえる考え方などは、十三世紀半ばの台州黄巖県の社会的・精神的状況を集中的に表現していた。だが、こうした傾向——一種の素朴性と樂觀性は南宋末期の全体的一般的基調では決してなかつた。例えば同じ頃の首都臨安の状況は極めて悲惨性と陰鬱性に満ちたものであつた。

『南宋京城杭州』(「杭州歴史叢編之四」、一九八八年)所収の「南宋臨安大事記」、『南宋都城臨安』(林正秋著、一九八六年)所収の「南宋臨安大事編年記」更には『浙江災異簡志』(「浙江簡志之六」、(一九八九年)所収の「水災志」、「旱災志」などをひもとけば、十三世紀半ばの悲惨なありさまを容易に知ることができる。一二三五年の五十三万戸を焼き尽したとされる大火、連年の久雨・大水、大雪、大旱と自然災害がつづき、「都城大いに荒る。飢者は食を路に奪い、盜は隠處に於て人を掠殺し以て利を徼む。市中、人を殺して以て売る。日未だ晡れずして路に行く人なし」(『宋季三朝政要』卷一、理宗・嘉熙四年一一二〇年一一正月)、というありさまであった。数年後、宰相に抜擢された杜範は嘉熙四年の上奏文において、「行都の内は氣象蕭条とし、左浙近輔は

辱死するもの道に盈ち、流民は充斥し、未だ安輯の政を聞かず」(『宋史』卷四百七、本伝)と述べていた。

また政権中枢において、王朝の前途に対しても希望が見出せず、ペシミズムが顯著であったことは、一二五五年、時の右丞相董槐らの上奏文が、「今日の事勢は安危を以て論すべからず、當に存亡を以て論すべきに直れり」(『宋史全文』卷三十五、理宗・宝祐三年九月の条)と言つていたことに、よく示されている。南宋政権の崩壊、状況の閉塞性を予感・予知した発言は随所にうかがえるところである。モンゴルの圧力、戦争財政維持のための底しらずの会子発行、それに伴う国家財政の破綻と信用力の喪失、皇帝を含めての政治指導力の低下などは、臨安を見舞つた災害に相乗的効果を加わえ、臨安の一般状況を極めて陰鬱なものとした。⁽²⁾

要するに、十三世紀半ば亡宋に先立つこと四分の一世纪にして、首都においては亡国——王朝の将来の見限りが公然と話題となっていたのに対して、浙東の僻地、黄巖においては皇帝の聖寿万歳が祈念されていた。この落差は南宋末期の権力中心と末端・周辺を展望し検討する際に重要な要素である。とりあえずここでは浙東沿海南部におけるオプティミズムを慶善寺大鐘銘文に確認できることを指摘しておきたい。

さて次に宋元交替期における黄巖県の一大特色として指摘できる事件は、一二七六年十一月、元軍の侵攻に対して在地地主連合——土豪の牟氏と杜氏らが「大宋忠臣」を標榜して義軍を組織し軍事的対決を試み、一族殲滅されたことである。『万曆黄巖志』卷六、人物志下、忠義、は

次のように伝えている。

牟大昌、字は逢明、号して北黎、茅菴の人たり。性は忠義にして驍勇は絶倫たり。宋末に文信公の義檄に応じ、姪の天与と与に兵を集め勤王とす。浙東提刑の杜潤、其の賢を聞きて辟^{せき}ぎて大昌を都將と為し、天与は之に副とす。未だ幾もせず、元は台州を陥す。衆を率いて之を禦ぐ。其の幟に題して曰く、大宋忠臣、牟大昌の義兵、今起ちて（文）天祥に応ず、赤城已に降り虜の黃山と為ると雖も、之が氓と為るを願わざと。黃土嶺に於て力戦して死す。虜は入りて其の家を屠り、従妹の則娘は崖より投じて死し、兄の士伯の二女は笄に及ぶも皆自ら縊死す。宗族男女で死する者は計るに勝うべからず。時に景炎丙子十一月二日なり。寇退きて里人は屍を昇^{あが}ぎて之を葬る。

文天祥の呼びかけに応じて元軍と戦い、殲滅された訳である。『文天祥全集』（一九八七年）、万繩楠著『文天祥伝』（一九八五年）、陳世松・匡裕徹・朱清澤・李鵬貴著『宋元戦争史』（一九八八年）などによれば、一二七六年二月末、文天祥は杜潤（黄巖県杜曲出身で理宗期の宰相杜範の従子）らと共に元軍に拘禁されていた真州を脱走し、当時趙氏逃亡政権の所在地であった福州（福安府）に逃れた。しかし福州亡命政権と将来計画が一致せず、七月に出身地である江西方面に亡命政権を樹立するため、福州から江西に向った。その際、杜潤に台州・温州に赴き、「招集兵財」を命じたとされる（『全集』、「杜大卿辭序」）。彼の構想は浙東・閩広・江淮の土豪層を組織し反元闘争・ゲリラ戦を開拓し、趙宋政権の再興を図ることにあった。

杜潤は『万曆志』によれば、「字は貴卿、清獻公範の従子。性は忠義、

任侠、智略あり。德祐初め義旅四千人を集め勤王とし、文丞相と西湖上に見ゆ」（卷六、忠義）とある。また先の牟大昌の記事に見られた杜潤は「字は源卿、丞相範の子。大社令を授けられ、浙東提刑に終る」（同前、卷五）とある。おそらく文天祥——杜潤——杜潤という人的連絡の中で、在地土豪牟氏がその子弟を動員して義軍を編成したのである。また杜一族と牟氏とは血縁関係があつたが、この点は後で述べる。元軍はこうした宋の残存勢力の動きに対し、一二七六年十一月、大軍を温州——瑞安に送り、瑞安を降し、ついで福安を陥落させ、趙是・陳宣中・張世傑らが福州を拠点として構築していた亡命政権の「收復浙南闘争」（『宋元戦争史』）に止めをさしていた。

こうした大状況の中で十一月二日の黄巖県の反元闘争であつて、歴史の中の小さなエピソードにすぎないとも言える。しかしこの時期に一二七六年秋冬期に浙東において、在地土豪による反元軍事闘争がどこでも広く見られたという訳ではないのであるから、この牟大昌起義は黄巖の特別の事情の表現形態として殊のほかに注目してよいものであろう。ましてや先述の通り、一一五一年には大宋皇帝聖寿万歳を祈願した大鐘が铸造された土地柄であつてみれば、なおのこと蟠螭の斧のように見える牟大昌勤王軍の歴史的社會的背景を分析し、どうして黄巖在地土豪がおそらく全滅覚悟の反元闘争を敢行したかが問われねばならない。こうした具体的場面の背景と構造を探ることによつてのみ、宋元交替期における地方社会・地域と王朝権力との現実的関係・接点が明らかになるであろう。

二 宋代、台州黃巖社会の特徴的諸相

本章においては専ら宋代、特に南宋期台州黃巖県の素描を試みてみた
いとおもうのだが、るべき研究が乏しいことにおどろいている。一九
八八年十一月の中国水利史研究会大会において、当時、竜谷大学大学院
の小野泰氏が「宋代台州の水利問題——州城の修築と治水対策——」と
題した報告をされていた。また同年七月、「宋代台州の開発と水利」⁽³⁾と
題する論考をまとめておられる。⁽⁴⁾しかし寡聞にして他に類例の論考を見
ることはできなかつた。それ故に本章の内容が相当に粗雑なものとなる
ことをおそれるのであるが、あえて一応の展望を試みてみた。

さて中国史における台州の歴史的沿革については、歴代地方志が詳細
に記述しているのは当然であるけれども、今は『台州風俗志』（台州地
区文物管理委員会編、一九八五年）、『浙江風俗簡志、浙江簡志之五』
（浙江民俗学会編、一九八六年）所収の「台州篇」によつて概観してみ
たい。なお前著はそのままに後者に収録されているので、ここでは一般
に手にしやすい後者にしたがう。すなわち、

台州は浙江東南に位置して、山を傍とし海に面する。（中略）台州
は漢代以前は甌越の地に属した。漢の昭帝・始元二年、始めて同浦県
が沿けられた。これが台州建県の始まりで会稽郡に属した。東漢の光
武帝の建武年間に改めて章安県とした。三国時代は吳に属し、臨海郡
と称し、統轄領域は殆んど溫・処・台の三府を包括していた。東晉の
太寧年間、臨海郡温嶠嶺以南を分ちて永嘉郡を置き、臨海郡は章安、

臨海、始豐（今の天台）、寧海、樂安（今の仙居）の五県を統轄した。

（中略）唐代武徳年間に臨海郡を改めて海州とした。久からずして、
又、海州を改めて台州とし、臨海県を分ちて永寧県（後に黃巖県と改
称）を置いた。此より台州の名は一貫して今日まで沿用されている。

当時、台州は海隅に偏處し、交通は閉塞であつたので、朝廷は罪臣を
貶謫する荒蛮の地に当てていた。『新唐書』駱賓王伝では、「武后的時、
（賓王は）数々上疏、言事す。下して臨海丞に除す」と載せられている。
『新唐書』沈佺期傳では、「張易の敗るるに會し、（佺期は）……稍く
台州祿事參軍事に遷さる」と載せている。これら著名な文士が台州に
到來したことは、台州文化の發展と礼儀・習俗の形成にさまざまな貢
献をなした。（中略）北宋中期、社会は比較的安定し、台州各県官
吏は全て風俗を整頓する努力を重視した。『嘉定赤城志』によれば、
皇祐年間、仙居県令陳襄は学校を興し教育を發展させ、自ら「勸俗文」
を書き、生活・生産・歳時・礼儀等の方面に比較的体系立った倫理道
徳を提起し、百姓が習うことを求め、漸次新しい風俗習尚を形成して
行つた。（中略）宋室の南渡以後は政治・經濟・文化の中心が南移
したことにより、台州は「輔郡」「薰郁涵浸し遂に文物の区と為す」
と称せられた。淳熙年間に著名な理学家朱熹が台州に來りて講學し、
受業者は大変多く、当時の台州は「小鄒魯」と称せられ、民間の婚
嫁・喪葬・歳時・礼儀などの習俗は「文公（朱熹）家礼に遵う」とさ
れた。

南宋に確立した各種習俗は元明清三代に基本的变化は無かつた。た
だ明代以後、礼儀は一層の繁縝さを加えただけである。『嘉靖太平縣

志』によれば、太平県（後に溫領県と改称）は成化年間に黃巖県より分出した後、歲時・婚嫁・喪葬・生活・生産などはただ黃巖の習俗を継承しただけでなく、また南方の溫州樂清県一帯の習俗を吸收した、と述べている。清代には玉環府が設けられて以後、一層台州と溫州両地区の風俗の吸收と融合の一体化がすすんだ（『浙江風俗簡志』、台州篇、第一章概述、四八四—四八六頁）。

この文章から台州が宋代までは僻遠の地で、罪臣を貶謫させるほどの地であったこと、宋代に至って政権の南遷も加わって発展したこと、宋以後は大きな変化の乏しいことなどがうかがえる。

次に添付IVの「台州・黃巖県戸数変遷表」は、台州および黃巖県に関する唐——明初の戸数の変遷を示したものである。一元的基準がある訳ではなく、ただ史料に遺された数字の列挙に過ぎない。また北宋・崇寧元年（一一〇一）と大觀三年（一一〇九）とは僅か七年の相違であるけれども、台州五県の総戸数（主戸、客戸を合計した）は八万六千余戸も増加している。これは中央で整理・集計された数字と、地方志に記録された数字との性質の違いに何か秘密がひそんでいる感じがするけれども、今は深くたどることはできない。ともかく宋代、ことに南宋代に台州の戸数が増加し、地域発展史の視点からみた時に一画期であったことはまちがいないであろう。

なお、戸数、主戸の割合、墾田面積、苗米額、両浙における特色等については、宮澤知之氏の一大著作、「宋代先進地帶の階層構成」（『鷹陵史学』第一〇号、一九八五年九月）に詳述してあるので、ぜひ参照してほしい。

さて、黃巖県を含めた台州が両宋期を一大発展期とすることはおぼろげながら推定できるとして、それではその内容、発展の具体相はどうなものであったのであろうか。その際に一箇の示唆を与えてくれる研究として、台州黃巖県より南方に位置する浙江、温州平陽県の開発過程に関する本田治氏の研究、「宋元時代温州平陽県の開発と移住」（『佐藤博士退官記念中国水利史論叢』所収、一九八四年）がある。氏はそこで、平陽県には唐末五代に南接の福建地方から大量の人口流入・移住があったことを明らかにしていた。平陽県という、いわばフロンティアに南方の福建からの移民があり、それが宋代の平陽県の性格を構成し決定していたという展望が示されていた。そして氏は科挙合格者数の変遷などを手がかりとして、この展望をたてられていた。この唐末以来、浙東南部における移住民の開拓・地域開発という現象は、台州黃巖県においても観察できるのであろうか。もしできるとすれば、どのようにして可能であろうか、これはなかなか難しい問題である。

ところで、先に台州事情を概観する際に参考にした両書は、ともに「居住篇」において台州村落の特色として宗族制の卓越性を指摘している。た。例えば

〔村落〕 台州各地の人々は概して聚集居住の構成原理をとっている。数戸、数十戸、多い場合は数百戸から自然村落は成り立っている。

（中略） 村落構成のいま一つの明瞭な特徴は、宗族結合によつていることである。一箇の村落が同一宗族の集居地であつたり、二箇以上の宗族の集居地であつたりする。同時に一箇の大宗族が二村に或いは二村以上の村落に分居することもある。当然、少からざる村落が氏族関

係によって構成されていない場合もあるけれども、その場合でも相当部分は姻籍・閨閥関係を追溯することができる（『台州風俗』、四六頁）。

この文章は、台州の村落は、①集村形態をとること、②一村落が概して同一宗族から、或いは限られた宗族からなることをその特質として指摘していた。これは台州事情を理解する上で極めて重要な要素である。そして台州特有とされる同一宗族聚居の風に加えて、大家族制が宋代以来みられたことを指摘しておきたい。

文革後、一九八三年以来三箇年をかけて、台州地区文物調査事業が行われ、新中国成立後に台州において発掘・発見された宋明間墓誌約三百点のうち、百四十一點を集録した『台州墓志集録』⁽⁵⁾——当然に『台州金石錄』未収のものばかりである——をひもどくと、大家族聚居のありさまを随所に見出すことができる。即ち

合門数百指、嘻嘻怡怡（〔宋・応宏甫繼妻平氏塚志〕）。

菜田不満百畝、仰事俯育、□二百指（〔宋・尚綱妻李氏塚志〕）。

聚族而居焉（〔元・董文彪塚志〕）。

などの事例をあちこちに見ることができる。また黄巖と縁の深かつた葉適の文集の黄巖關係墓誌銘を点検してみると、「家は世々豪族たり、高曾（祖）堂に在り、閨門の骨肉は百余、戸は多し」（『水心文集』卷十四、「忠翊郎致士蔡君墓誌銘」）、といった記述もある。

黄巖県（治）より南行すること四十里、洋嶼山たり。山は海滨に特立す。堪輿家は以て其の下に異人の宅有ると為す。山麓を環りて大姓數家あり。皆な羅氏と並ぶはなし。羅族の属は凡そ千人、皆な南川先生

と並ぶはなし。先生は世々、洋嶼に居す（『墓志』、「明・羅南川暨妻鄧氏合葬墓誌銘」）

とする事例は、黄巖県村落の典型といえるであろう。要するに、黄巖を含む台州は宗族制・大家族制の卓越性を社会的特徴としていた。

以上のことを念頭において、黄巖県に限定して、ある一族が何時、どこから移住してきたかを、次の四資料群からひろい出してみた。すなわち、①『台録』、『墓志』所収の墓誌銘、②台州黄巖県と関係の深い葉適の文集所収の墓誌銘、③『光緒志』卷二十六、芸文、書録、所収の宗譜・族譜序文、④同、卷三四、金石、所収の墓誌銘などである。黄巖のみに限定して合計六十三例を集めることができた。その個々の事例内容は添付の図表、「黄巖県関係墓誌銘等一覧」とおりである。

墓誌を遺し、族譜・宗譜を編纂することは当然に有力富裕戸に限られる訳であるから、ここで収集した事例をもつて直ちに黄巖の一般傾向と等置することには慎重でありたい。しかし今のところ他に有効な方法も見出し難い段階においては、宋代における黄巖事情測定の一方法として許容してほしいとおもう。

さて、重複したり、あいまいなものを除くと、黄巖への移住期についてでは、四十例が該当し、うち、①五代に黄巖に移住したと確實に認められるもの九例、世代数を計算したりして推測できるもの一例となる。また②宋代に移住してきたものは確定例十六、推定例六を数えることができる。更に③北宋末から南宋初めの間に、宋室の南渡に伴つて避難・移住したものは八例あった。そうすると宋代は合計すると三十例となる。今日残されている事例中で実に七十五ペーセントを占めることになり、

黄巖県において宋一代が移住者を大量に迎えた時期と規定することも可能であろう。そして金の圧迫によって宋政権が南遷したことがこの移住現象に拍車をかけたことを特に確認しておきたい。⁽⁶⁾

次に、どこから移住してきたかについては、五十三例をとり出すことができる。①黄巖に世居というものの十例、②黄巖県内の移住および浙東近隣諸州——台州臨海県、同仙居県、衢州、婺州、温州など、いわば浙東域内からの移住例は十一あつた。③福建——閩からのもの十三例、④北方——開封、杭州、越州Ⅱ会稽など宋室の南渡に関係する場合が多い——からの移住は十一例。そして不明四例、地方官として黄巖県に赴任し、退官後も居ついた場合四例を数えることができる。

これによる限り、福建移住例が全体の約四分の一を占めていて、首位にあることに、まず注目したい。先述の本田氏の考察と同じく、宋代台州黄巖県への移住者——移住宗族の首位が福建出身者であったことが、ここでも確認できる。浙東沿海地方が、福建移住者によって開発されたという構図がはつきりとあらわれていた。次に注目すべき点は、墓誌や族譜をのこした有力宗族の十九パーセント程度がいわば土著であり、圧倒的多数——八十一パーセントが何らかの形態による移住者によつて占められていたことに注目したい。宋代に黄巖が人口数を増加させ、発展したとしても、その発展の主力は他境からの流入者・移住者によつて占められたことは注目に値する。要するに、少し極端ない方かも知れないが、宋代黄巖県とは「移住民の邦」であり、南方——福建、北方——杭州・越州、西方——浙東内陸部など各方面からの移住民を受け入れ、移住民に満されたフロンティア、開発途上地域という性格が濃厚であつ

たと考えられる。嘉定十五年（一一二三）、知県として赴任した蔡範の眼に映つた黄巖とは、「況んや黄巖の壤は山に襟れ海を帶す。膏腴たり百万畝、其の地は日に益ます黎甿たり。甍宇たり十万家、其の民は日に益ます蕃庶たり」（『赤城集』卷四、『黄巖知縣統題名記』）というもので、発展する南宋半ばの様子を伝えていた。

そしてこうした理解は、これまた先述の宮澤氏が提起された展望とも重なつてくる。氏は宋代両浙路の土地所有状況、階層構成の分布を包括的にとらえることを主目的とし、台州五県は「陂塘地帯」という枠組みにおかれていた。そこでは黄巖は主要な分析対象ではなかつたけれども、ほぼ相似た自然条件をもつ温州永嘉県などの分析から、浙東陂塘地帯の特質を、一戸当たりの地主的的土地所有は平均的に小規模であること、自作地の割合が大きく、多くの者が自己經營の核を自作地としてもつていたことなどを指摘されていた。こうした特質は黄巖にも認めることができる。

南宋末の黄巖の名士、車若水は「邑は千戸聚む。而して大姓は甚だ稀にして、其の田は且つ少し」（『光緒志』卷六、「黄巖縣社倉記」と述べており、同じく杜範は「吾が邑は土広く人稠し」、厥の田は斥鹵を作して歳入は鮮少たり」（同前、「陳氏本価莊記」と述べていた。大土地所有制は発達せず、かわって小規模な自作地經營が主流であったのは、移住民の邦という黄巖の基本的特性が深く保つっていたからだと考えられる。宋室の一員である趙伯淮について、「黄巖に僑居す。未だ其の俗を習わず。田を市^{あがな}うに皆な瘠土を得たり。公は庸保をして力耕せしめ、常に善熟たり、以て資用に供して乏しきはなし」（孫応時、『燭湖集』卷十一、

「宣議郎趙公行狀」と伝えられていた。また父の代に建州より台州黄巖に徙居した葛自得は「田園甚だ狭し、而して力治するを以てし、少しも惰せず」(『水心文集』卷二十五、「宋葛君墓誌銘」と伝えられていた。宋室に連らなる上流階層の人も無名の福建移住者も、移住民の邦においては程度の差こそあれ、自ら労働し耕作を行い、或いは直接的農家経営を行わざるを得なかつた。黄巖では「里に貴客なし」(『万曆志』卷一、風俗)と言われ、黄巖の風俗を論ずる文章には必ず引用される文句であったが、それはこうした新開地と住民の多くが移住民という性格が大きいかかわっていたと考えられる。要するに当時、浙西に発達した大土地所有制とは異質であり、小規模の自作農の世界、しかも宗族制に立脚する移住民が多数を占める世界、これが宋代黄巖地方農村の特質であったことを指摘しておきたい。

(『万曆志』卷一、「元・元昉、先賢祠堂記」)であったと伝えられていた。さらに南宋の朱熹は、「(黄巖は)近來、出穀最も多し、一州四県皆な給縣の闕を済う。(中略)黄巖熟すれば則ち台州は飢饉の苦しみ無かるべし」(『朱子文集』卷十八、「奏巡歷至台州奉行事件状」とも述べていた。

他方、山海に迫られた地形であり、「昔の人謂う、釜底なりと。田は十歳にして率ね九荒、民或いは其の中に茭牧す」(『嘉靖志』卷二、水利)とも伝えられていた(傍点は筆者)。また『嘉靖志』によれば、「漢志亦た称して、越地は卑湿にして民は漁獵・山伐を以て業と為し、岱巒に生を媿みて積聚は亡し。魏晉以還、民は稍々、盛然たるも、水利は未だ興らず」とし、唐の杜甫の「台州の地、潤海は冥冥たり、水長く島嶼の青きに和す」とする詩句を引き、「以て其の概ねを想見すべし」と述べていた(卷二、水利)。

先に黄巖が未開の地であり、急速に開けたのは宋代以来であることにふれておいたが、それは今みてきた様な状況を出発点としており、ひとえに水利事業を体系的に実施することによる、人功・人為の所産であった。明の台州府知事、周志偉の適確な整理にしたがえば、臣竊に見るに、本府の各県は山多く田少く、土地最も瘠せ人民最も貧し。惟だ黄巖・太平両県は稍や平壠と称す。然れども亦た山を負い海に頻び、中は平坦と雖も四面の地勢は頗る高く形は釜を仰ぐが如し。

雨すれば則ち衆水は奔趨し頓に湖蕩を成し、旱すれば則ち諸々の源と隔離し斥鹵を成し易し。故に両県は台州の最を為し、水利の両県に在利、「贊曰」)、稻・菽・麦の年三収が可能であり、「黄巖、号して楽土」

るや尤も切要を為す（『嘉靖志』卷二、水利、「太守周公奏疏」）とある。すなわち黄巖地域発達史の觀点から整理すれば、第一期として、〈金底〉と呼ばれる山地と海岸部の中間地帶——低窪地開発以前の状態、いいかえれば谷地田と湧水や溪流をせき止めた埭による小規模な水田経営の進歩、王居安による「黄巖凌河記」は、「元祐以前は、（中略）大率

ね埭を為し以て水を堰め頗る高田の利を為す」（『嘉靖志』卷二、水利）と述べており、黄巖農業の原姿をうかがわせている。そして既に紹介した慶善寺大鐘鑄造捨錢者関係地名図を照し合せれば、この点は一層はつきりと理解できるであろう。先の図は一二五年頃の地名の追跡・復元であつたが、耕地が山海間の低地、所謂、釜底に及んでいたとしても、聚落の大半は依然として山麓・谷地・丘陵と平地の接点に散在しており、いまだ低窪地に展開はしていなかつた。

しかし北宋半ば過ぎには、谷地田——高田に匹敵する規模で下田——

低窪田が開発されていたことは、先に引用した文章が前の文に統けて次のように述べていたことによつて明瞭である。すなわち「（頗る高田の利を為す）、而して下田はこれを病む。水潦大いに至らば、下郷の民は十百と群を為し、梃を挟み刃を持て以て埭を破る。遂に鬭争・格殺の事あり」と伝えていた。高田地区と低田地区との水問題をめぐる矛盾は住民間の暴力沙汰を引き起していた。これはまた移住期の先後とも深く関係する、いわば移住民の邦である黄巖県固有の社会問題でもあつた。

こうした状況下で、「宋の元祐間、羅提刑適、始めて水利を興すのみ」（『嘉靖志』卷二、水利）とあるように、提点刑獄公事として台州に赴任

した羅適は、台州寧海県出身で事情にも通じていたのであろう、官河と呼ばれる一大用水路網と一群の閘門を開いて、先の課題に解決を与えた。

宋の元祐の間、提刑羅公適は本路に持節たり。此の邑の水利を知ること詳きを為す。其の埭の大なるものに因りて永豊・周洋・黃望の諸閘を増置す。旱すれば則ち閉して以て水を蓄え、潦すれば則ち開きて以て水を洩す。民は大いに以て便と為す（同前）

黄巖地域発達史から見れば、宋元期を貫き明代半ばに及ぶ第二期にあたる時期の始まりであった。山海間の〈金底〉と称せられた低窪地に、主流（官河）の長さ百三十里、九支流各二十里、九百三十六涇・七十五万丈、十一閘、二百余埭の一大水利体系を設け、貯蓄水と排水を行い、一方、海水の溯上を防ぐシステム建設の出発であった。そして頻海の沙泥地に海塙をめぐらすことによつて実現する海塙田の発達は、黄巖県では明代半ば以降、いわば第三期に該当する。

さて官河とは『嘉定赤城志』卷二十四、山水門、黄巖、によると、「官河は縣（治）の東南一里に在り、南浮橋より南流し巒嶺に至る一百三十九里、陸程は九十里、広さ一百五十歩。又た別に九河を為す各おの二十里、支は九百六十涇を為す、丈を以て計りし者七十五万丈。分ちて二百余埭、其の名は殫記すべからず。綿々として靈山・馴雉・飛兎・繁昌・大平・仁飛・三童・永寧の八郷に亘る。溉田七十萬有奇たり。旧と閘を建つ一十有一、時を以て啓閉す。其の仁飛に隸する者は曰く常豐清混斗門、飛兎に隸する者は曰く交竚、靈山に隸する者は曰く鮑家歩・長浦、繁昌に隸する者は曰く周洋・回浦・永豐・黃望・金清、其の区画の詳し

きは元祐中の羅提刑適より昉む。淳熙中に勾提举昌泰により広めらめ、既にして李謙・李大性らは踵ねて使指を將て又たこれを重修す。役は大にして費は鉅なり、煩に至る。朝廷は封禱を發し度牒を降し、以てこれに附益し、規模は宏遠なり」とある。ここから黃巖水利計画の基本像——官河と呼ばれる長大用水路網と閘門群のシステムの大要がうかがえる。官河が蛇行し屈曲して南流することによつて、流域の広大な斥鹺地の脱塩化が可能となり、農地に転換できた。しかもこの山海間の低窪地——官河流域の農地化は北宋期に完成したのではなく、羅適に始まつて南宋末の王華甫に至るまで、約百余年の歳月をかけてシステムは完成し、「号して樂土」となつた。この点は添付Vの「黃巖県水利関係事業大事年表」おいて整理しておいた。元代の林昉は次の様にまとめていた。すなわち

黃巖は田畝百万と為す。其の南郷に在る者は七十萬五千有奇。元祐中に羅公適、永豐・周洋・黃望の三閘を建てて溢涸を啓閉すれば大いに農の便たらんと奏す。淳熙九年、朱文公は浙東に提挙たり。増築を銳意し規画は已に定れり。大府錢一万緡を黃巖に下して工の興すを請う。而して江西に衣繡たり。明年、蜀人の勾竜公昌泰は公の政を継ぎ、二万緡を益さんことを請う。遂に回浦・金清・長浦・鮑歩・蛟龍・仙浦の六閘を建つ。最後に知県の陳君遇明は石湫を建て、王君華甫は細嶼を建つ。是れ由り黃岩は号して樂土たりと(『嘉靖志』卷一、「先賢祠堂記」)

羅適——朱熹——勾昌泰——陳遇明——王華甫と十一世紀末より十三世紀半ばに及ぶ黃巖事業発達史を概観していた。なお官河系水利事業とい

う点において、隣接の温州或いは福建地方がこの時期に海塘をめぐらし、⁽⁷⁾海塗田・浜海田築造を地域開発の基軸としていたのと大きく相違している。ここに黃巖地域発達史の一大特色があつたことを指摘しておきたい。

ところで低窪地に用水路をめぐらし閘門によつて貯水・排水を実施する場合、高地から流れこむ土砂、潮汐によつてもたらされる海泥が水路と閘門の機能を日々低下させ、結局はシステム全体を破壊する傾向を必然的にもつた。特に海泥は、王居安によれば「潮水一石、其の泥は数斗」(『嘉靖志』卷二、「黃巖浚河記」という有様であつた。そのため「水利」を言うは河を浚うと閘を置くの一事にあるのみ)(同前)と、黃巖七十余万畝の水田維持の鍵がどこにあるかを示めしていた。先に掲げた水利関係大事表が、置閘以外はあげて閘門の重修・重建、河道の浚渫と改修、幅員の拡大記事によつて埋められていたのはこのためであった。だが置閘に平行する濬河の努力にも拘らず、閘門は淤泥によつて機能しなくなり、十三世紀最末期には全面的改修を必要としたことは元の韓國宝の大工事によつてうかがうことができる。このように第二期の黃巖地方は淤泥との闘いを宿命づけられていたが、明代には例え、宋代の朱熹が建設を議し、元の韓國宝が重修した蛟龍閘も「潮水往来し、閘塞に易く」、嘉靖年間に県令の方介が「これを濬うも踰年に復た塞ぎ」(『光緒志』卷三、水利、蛟龍閘)、結局、「蛟龍は遂に海泥の闊する所と為る。而して東流は、亦た復入せず、積みて平陸を成す。恒雨ならば泄す無く、一望綠波たり、稍曠すれば瀧る無く方頃赤地たり」(同前)という状態になつていた。

設し、沿海の干潟・沙地を囲いこみ、潮水と争って耕田を獲得する方向に進んでいた。『嘉靖志』卷三、水利の項で、元代に築造・重修された閘につづけて、蕭万戸塘・長沙塘・塘下塘・截嶼塘・能仁塘・江心塘・靈山塘などを列挙し、「已上の諸塘は俱に勝國（明朝）の時に築く」とい、双行注で

郡志に云う、太平（県）の諸塘は乃ち堤を築き、以て海を擋ぐ者なり。天台（県）の塘の如く以て水を蓄えて田に灌する所に非ざるなり。

と、明代海塘の特性を明瞭に表示していた。また『光緒志』卷三、海塘の項をみると、

捍海塘三十里。明嘉靖辛丑、周志偉築。丁進塘六十余里。明宏治間、為築此塘、以捍海潮、至今賴之。

洪輔塘。明正徳間修築。

四府塘。明正徳間、李推官築。

張塘。康熙十六年、張令思斎築。

などとあった。これが黃巖地域発達の第三期にあたる。浜海新田の開発、潮止め堤防・閘門建設の進展は、第二期に農地化された山海間低窪地利用に多大の影響を与えたはずである。これこそ明清期の黃巖地域発達史を考察する際の基軸たるべきものであろうけれども、この点は今必要とする記述ではないので、他日に譲りたい。ともあれ、隣接の明州、温州、福建では宋元代に海塘（防潮堤）の建設と浜海田の発達がみられたのに對して、台州黃巖県では宋元代は丘陵と海岸の中間低地の開発がまず進行し、海塘と浜海新田の発達はおくれて明代半ば以降であったという事情を紹介するにとどめた。

以上が水利事業発達史——耕地の拡大・生産力発展の基礎条件——を通してみた黃巖地域の歩みであった。これらを通して注目すべき点はいろいろあるが、ここでぜひ指摘しておきたいことは、開発事業に対する地方官の強い指導力・影響力である。

前章で言及したように、黃巖が北方・南方・西方からの移住民の邦であつたこと、大土地所有制が発達せず、小規模の在地経営地主が一般的であつたことなどと関係して、未墾地の開発や水利事業に自己の資力・資金を投入して成就したとする事例は殆んどみられなかつた。隣接地方では在地の富人層が積極的に自己資金を投入し、独力で海塘建設にあつたことと著しい対照をなしていた。先の水利大事年表では「開禧二年、里人の杜思斎が新河を開いた」一例を数えるのみである。要するに黃巖県は比較的新しい移住民の邦であつただけに、在地有力富裕層は乏しく、それだけにこうした大規模な生産基盤の整備事業はあげて地方官の指導と官銭に依存せざるを得なかつたものと推測できる。羅適以来、朱熹の場合も含めて官銭の支出が閘建設の出発点をなしていたことを見逃してはならない。官の強い指導力とは、在地富裕層の稀薄さを意味しており、それだけ官権力への依存性は強く、慶善寺大鐘捨錢者にみられる官民一体の誇示の背景には、黃巖における民富の貧弱性が存在しているといえるのではないだろうか。

これまで宋代、台州黃巖県の特徴として、新開地であり、北方・南

方・西方からの移住民の邦であったこと、同族村落・大家族制が卓越していたこと、新聞地の生産基盤整備——水利事業は専ら地方官の主導と官錢の支弁に依拠していたことなどを極めて粗雑なかたちでもって展望してきた。本章においては、本稿の冒頭に提起した慶善寺大鐘にみられた官民一体性と現皇帝諱歌、さらには宋末元初の悲劇的事件——「大宋忠臣」を掲げて敢然と元軍と鬭い殲滅されたこと——の歴史的背景を、前二章と黄巖社会の有力層の動向とを総合化することによって検討してみたい。

ところで黄巖社会は移住民の邦であると同時に宗族制・大家族制の卓越という特徴をもつていた。それが今日まで一貫する黄巖社会の特質であることは既に紹介しておいたけれども、ここであらためてふれておきたい。宋末元初の人、黄宏（字は子約）は「黄巖大家錄」を遺していた。すなわち、

宋の時、黄子約は黄巖大家錄を作り、一絶句を以て総括し、急就篇と為す。曰く、

宋室伝来十八家

左陳柔極流來賈

潘林於馬表毛盛

戴杜朱彭孔葛車

「宋室伝来」とは趙氏の諸宗室を謂う。「柔極」とは、柔極の黄氏を謂い、「林」とは林伯和の族なり。里語に云う、林に珠梅・半横・東浦ありと、六族と謂う。皆な始基の祖を同じくして各處に散居すと云う。「毛」とは即ち丹崖の毛鼎新の族。「盛」とは即ち三坑の盛聖泉の族な

り。「戴」とは即ち南塘の戴氏なり。稍後に又た四大家あり、南丁・北蔡・東阮・西盧なり。「丁」とは即ち溫嶺の丁少雲の族、「蔡」とは即ち白山の蔡博士の族。或ひと曰く、黄巖県北にも蔡氏ありと云う（『嘉靖志』卷八、外志、雜志）。

これによると、黄巖では皇室の趙氏に始まつて左氏・陳氏・黃氏・潘氏・林氏・於氏・馬氏・表氏・毛氏・盛氏・戴氏・杜氏・朱氏・彭氏・孔氏・葛氏・車氏・丁氏・蔡氏・阮氏・盧氏など合計二十二家が宋末に有力であったとされる。

他方、慶善寺大鐘捨錢者名簿においては、男性姓名は百五十二例を数えることができたが、その約半数の七十九例は以下の十二姓で占められていた。すなわち、陳氏（十八例、以下同様）、王氏（十二）、杜氏（八）、鄭・黃（各六）、金（五）、楊・應・周・阮・張・林（各四）である。

前者は、黄巖社会が一般的に宗族結合の卓越したところであったとしても、とくに特定の有名門氏族が存在したことと言つており、後者の場合は前者と同じという訳ではないが、やはり特定姓氏の卓越性を具体的に示していくとみてよいであろう。

さらに『光緒志』卷二六、芸文・譜牒類、が宋以来の代表的十四氏の宗譜・族譜の序跋を紹介し、「按語」として柏山の王氏・戴氏・応氏に加えて、「故家大族、寧溪の王氏、烏巖の盧氏、柔極の黄氏、平田の蔡氏、茅畲の牟氏、西門の池氏、北門の符氏・阮氏・梁氏・徐氏・羅氏の属は戸口千に盈つ」と、特定宗族が大量の構成員を擁していたと述べている。またここで列举された姓氏の幾つかは先の黄子約の「大家錄」に重なつており、たとえ重ならなかつたとしても、いわば名族の枠内に入

らなかつたとしても、これから言及する牟氏のように、宋初より光緒期まで、おそらく今日までも連綿と存続する宗族も含んでいた。

要するに宋代以来、黄巖社会の一大特質として宗族集居・大家族制の卓越性が指摘できるとして、それではこの宗族群は南宋期という特定の時代に一体どのような存在形態と運動示していたのであらうか。南宋期黄巖郷村社会が村落共同体としてあつたか否か、或いは王朝国家権力の

小農民把握がどの程度、浸透していたかとか、小農民がどういう機構・制度に把握されていたか、などというある種の全体的理論的展望を前提とし、依拠したとらえ方ではなく、ここでは典型として一箇の宗族を抜出して、それぞれの運動の軌跡をたどつてみたいとおもう。

添付VI-1の系図は、大別して左側の牟氏の流れと、右側の杜氏・林氏・車氏の流れに分けることができる。牟氏の場合は筆者が追跡して作成したものである。一方、杜氏・林氏・車氏の連なりの方はそのままではないけれども、『宋元学案』卷六、「南湖学案」表とよく似ている。無論、『学案』は南宋黄巖地方における正統思想——朱子学の所在・流れを明確にすることが目的であつて、その学案表は必ずしも歴史的に作られている訳ではない。そこで歴史性——とくに世代関係を考慮して相当に補正したものである。

それはともあれ、片側——牟氏はとりたててさしたる名士高官は生まなかつたけれども、北宋初年以来、光緒期——多分、今日も——まで連綿と存続している在地有力宗族であり、そうした存在の典型として考えてみたい。他方、杜氏は先の「大家錄」にもあらわれており、南宋末期の宰相、杜範を生み、杜範の存在によつて『宋元学案』の一巻を占める

に至つた。いわば南宋黄巖の名門宗族の典型である。しかし、この一族は宋元期以後は衰微し、史書から姿を消してしまつ。このように極端な事例をしかも、しっかりとした材料を殆んど欠いたままの所論であるから乱暴きわまりない内容にならざるを得ないが、宋元期黄巖社会の一展望的事例として許容してもらいたい。

牟氏は黄巖県茅畲を根拠地とし、宋元交替期に牟大昌を指導者として元軍に抵抗し殆んど族滅に近い状況においこまれたが、一部は生残り、黄巖の地で清末まで生きつづけた黄巖宗族の一典型例である。その始まりは、「明・恒軒牟处士墓誌銘」「明・隱君牟西崖墓表」(ともに『光緒志』卷三五、金石、所収)によれば、一族の始源地は蜀で、始祖は戦国の秦に仕えた鉄騎大将軍、牟琳であつたといふ。ある時期に陵陽——いまの安徽省青陽県に移り、宋の咸平年間(一九九八—一〇〇三)、牟棒が「乱を避けて始めて台の黄巖に遷る。(県治より)西一舍許りの地、茅畲里を治む。山水は環匯し、土壤は饒沃たり」とある。以後、牟棒より數えて二世代あとの牟企が、元祐三年(一〇八八)、進士にあげられたいたが、この人の事蹟は詳かではない。

南宋期に入つて牟氏の歴史で注目すべき現象は、第五世代(牟棒から数えて、以下同じ)の牟巽の女が応宏甫の繼妻となつたことである。嫁いだ年は淳熙壬寅(一一八二)で、嘉定年間(一一〇八—一四)に六十六歳で彼女は歿していた。こうした事情を伝える塙誌は近年発見されたのだが、残念ながら碑の下部は断失していて、完文ではない(『墓志』、「宋・応宏甫繼妻牟氏塙誌」)。「合門、数百指、嘻々怡々、疾声と忿色と

を聞かず」とあるから、嫁ぎ先の応氏が一大家族であり、しかも夫君に先立れ、長子の応訥も早く逝世し、応氏の家政を一人でとりしきった様子を、先の塙誌および「応訥塙記」(『墓志』)は生々と伝えていた。また彼女の墓誌を子の応称が「泣血謹書」し、婿の鹿愿が「填諱」していたことに注目したい。先妻の子の応称は当然としても、娘婿の鹿愿は特別である。そこら辺りの関係図は添付VI-1の応氏・鹿氏関係図の通りである。

応宏甫は『墓志』所収の「鹿愿妻応次昭塙志」、「応訥塙記」、「応宏甫繼妻牟氏塙志」などによれば、黄巖県から台州州治の臨海県に転居し、「合前数百指」の大家族を經營していたが、武進県主簿、泰州助教など下級地方官を歴任し、早く歿した人物であり、とうてい黄巖名族に入る存在ではなかった。しかし女(応次昭、先妻王氏の子か、繼妻牟氏の子かはわからぬ)の嫁ぎ先、鹿愿は黄巖に隣接し、台州州治のおかれた臨海県のまぎれもない名族であった。

鹿氏については、『台錄』卷八に「鹿何墓誌銘」、同卷九に「鹿昌運墓誌銘」、『墓志』に「鹿愿塙志」、「鹿愿妻応次昭塙志」、「鹿祖烈塙志」がそれぞれのござれていて、詳細に一族の動きはわかる。それらにあがつている人名は先の「応氏鹿氏関係図」に示しておいた。鹿愿は父祖の功による蔭補によって任官し、福建・浦城県知事を勤めた人物に過ぎなかつたけれども、祖父・父と進士科を合格し、中央と地方の高官を歴任した。鹿愿の代になつて凋落の傾向を示していたが、なお鹿氏は台州臨海の名門であったといえる。そしてともかく牟氏一党は応宏甫を介して鹿氏と姻籍関係を結ぶことができた訳である。そのことは先にも見たよう

に応宏甫繼妻牟氏の墓誌がわざわざ応称と鹿愿の連名となつていていたことからもうかがえる。牟氏——応氏——鹿氏の姻籍関係の出現である。また鹿氏は添付図からわかるように駱氏・吳氏とも幾重にもつながつていて、この両族は臨海県の有力宗族であり、そうした有力宗族の姻籍集團に牟氏が仲間入りしたところに、大きな意義が見出せる。

いずれにしても、在地有力宗族が姻籍関係を通して、とくに官人を送り出した家柄を中心とした一箇の血縁・地縁集団を形成して行く有様がうかがえる事例であった。しかもこうした傾向は、牟氏の歴史の中で繰返しあらわれていることを見逃してはならない。第七世代——牟大昌・牟思晟・牟興祖を一グループにくくつたのは姓名の三字目の「日」に注目して筆者が同一世代と推測したに過ぎないのだが——牟興祖と杜氏の姻籍関係、および第九世代の牟楷と車塔との姻籍関係などがあげられる。このうち後者については、『光緒志』卷二六、所収、「元・車氏族譜」跋文で牟楷が、「予の族、車氏と世姻たり。地は相去ること十里もなし、又た隣壤なり」と明言しているので問題はない。他方、牟興祖と杜三(娘との関係は説明を必要とする。すなわち、これまで度々言及した慶善寺大鐘捨錢者銘文の中に、杜範没後、杜氏および杜氏の地所が何か特別待遇措置を官からうけていたことを示す「杜府」という項があり、その「杜府諸位」の中に、

山寺奥、杜三娘一千莊嚴報地牟興祖

という一句があつたことにもとづいている。この銘文の意味は、「山寺奥(地名)の杜三娘(捨錢)一千文、牟興祖の極樂淨土往生のため」ということであろう。とすれば、杜三娘は牟興祖の妻であつたか、あ

るいは牟氏の女が杜某に嫁ぎ、その間に生れた三二娘が母方の祖父を弔うためか、いざかが想定できるが、まず前者の可能性が高いと考えた。いずれにしても黃巖杜氏は大鐘銘文では「杜府」に限られているので、杜氏と牟氏との姻籍関係を想定して誤りでないであろう。そして牟大昌起義軍も結局は杜氏との姻籍関係をもとにして編成されたものと考えられる。

牟氏一族にとっての大事件は、宋元交替期に文天祥——杜滸（範の徒子）の呼びかけに応じて〈大宋忠臣〉を標榜して反元武装闘争を敢行し、一敗地にまみれ、一族から牟大昌・鏞・雷・子厚・天与ら多数の死者を出したことである。この時の僅かな生存者、牟及について、『三台詩余』卷一は、「元の師既に台州を陥す。黃巖の牟大昌、郷兵を率いて反抗す。旗幟は大書して『大宋忠臣』云々とす。兵敗る。司戸牟及は二弟子、皆なこれに死す。事定りて或ひと司戸に出るを勧む。詩を賦して曰く、風に隨う柳絮は天に慢々たりと、其の人慚て去る。子の似旦は亦た仕えず」。また同書卷四に、「牟及、官は福州司戸参軍たり。元の師、台州に入り、宗人の牟大昌は郷兵を率いて反抗して兵敗る。公の二弟子一子皆な難に与る。詩を為しこれを哭す。『何の日か鶴鵠還た影を並べん。

旧時の豚犬は已に空と成す』の句ありと。遂に山林に屏跡し、終身衰麻

し復た出でず」とある。福州に地方官として居て、一二七六年の悲劇を免れたのであるう牟及の詩句に黃巖在地地主の感慨がうかがえる。とくに後の詩句は痛烈である。

しかし牟及・似旦父子は元朝を許しがたいとして不仕を貫いたけれども、同じ及の子、聖煥は県の学官にとりたてられていたし、及の孫——

似旦の子か聖煥の子が不明——である牟惇は元朝も末に近い至正元年（一二三四一）、黃巖州同知に任官していた（『光緒志』、卷十、職官、令佐）。在地地主層と中央・國家権力との関係をイデオロギー的側面から単純化することの難しさをよく示していた。それはともあれ、「宋元の際に在りて仕宦に登るの途は難きこと天に升るが如し。苟に一資・半級の栄を得れば、往々にして声を張り勢を挾み、閭里を跨服し自らを長雄と為す。其れ或いは仕宦の階無くて資産に富む者は亦た自ら貴要の門と結び以て尊きを求めて凡民と異なるとす」（『光緒志』卷二六、芸文、林氏族譜）と、明・洪武の人、王叔英は「林氏族譜序」で述べていた。要するに、元代に入つて宋代流の科挙制が失われ、それだけ社会の流動性が喪失し、階級関係が固定し強化された大状況の中で、牟氏一族は「天に升るが如き」至難な官途を獲得することによって、地方特権層と姻籍関係を結ぶ方向から、自らを下級特権者となすことによつて、一族の存続と発展をめざしたものと考えられる。その際に二ないし三世代前の祖先が殉じた〈大宋忠臣〉という観念はさしたる意義をもつていなかつたのである。ともかく黃巖牟氏は〈大宋〉を放棄することによつて破滅から立直つたのである。

次に黃巖を代表するいま一方の杜氏の系列に目を転じてみたい。この杜氏・林氏・車氏の三族のうち、杜・車二氏に焦点をおいて、一箇のグループとしたのは『宋元学案』である。同卷六六は「黃宗羲原本、黃百家纂輯、全祖望補正」とあるので、既に黃宗羲の展望にかかるのである。同「序錄」は、「(全) 望望謹みて案するに、南湖の杜氏兄弟（杜

燐(＝煜と杜知仁)の滄州に在るや亦た其れ良きなり。再伝して立斎(杜範)あり、嘉定以後の宰輔の最たり、声望は幾んど涑水(司馬光)に侔つ。其の学はこれを車氏に伝う。是の時、天台の学者は皆な簞臆(陳著卿)、荆溪(呉子良)の文統を襲う。車氏能くこれを正す。南湖学案を述べ」と述べていた。なおこの滄州とは福建・建陽県の朱熹の居廬、滄州精舍をさしていた。

台州黃巖における朱熹の影響力は多大なものがあつたけれども、それは後ほどふれるとして、朱子学の学統という立場からみれば、杜燐・知仁兄弟が十余年間、晩年の朱熹に師事し、その学問が徒子の杜範に伝わり、杜範が宰相となり、その学統は華と咲いた。さらに天台——ここでは台州を広くさす——の学術は陳著卿、呉子良らの影響力が強かつたけれども、杜範の学を継承した車若水の努力によつてこれを正統、すなわち朱子学にかえした、とする内容であつた。あくまでも道統意識に立脚した展望と整理であつて、黃巖地域史の眼はうかがえない。ここでは南宋末期黃巖地域事情を理解するという観点から杜氏・林氏・車氏をとり上げたいみたい。

宋代黃巖の杜氏は名門であった。例えば杜垂象は咸平三年(一〇〇〇)、進士科にあげられていたが、これは黃巖県で最初の事であつた。また垂象の従祖父の杜衍(九七八—一〇五七)は、越州山陰県を籍貫とし、太中祥符年間の進士で、慶曆四年宰相となり、范仲淹・富弼・韓琦らと共に廟堂にあつた人物として名高い。杜垂象の一派流が何時、黃巖に移居してきたのか定かにしえない。しかし、咸平三年——その頃、牟氏は池州から黃巖に移住してきたのだが——既に県治に近い杜曲の地を

出身地として表示していた。おそらく唐宋五代の頃に黃巖に移住してきたものとおもわれる。

垂象の孫にあたる杜誼は皇祐四年(一〇五二年)、河南・永城県の知事であつた。それから二代後の杜椿は『水心文集』卷十三、に墓誌銘がある(「宋・杜君墓誌銘」)。それによると、椿は科挙に挑戦したが失敗し、特奏名にあてられたが謝したとあり、結局、彼は郷里を出ることはなかつた。

椿の子、燐・知仁兄弟は先述の『宋元学案』卷六六、「南湖学案」の中心人物である。燐(＝煜)は嘉定元年の進士で、南湖とは彼の号である。それ故に南湖学案とは杜氏学案というに等しい。燐・知仁、族子の杜貫通の三人は晩年の朱熹の十数年に及ぶ受業生で、紫陽高弟としてうたわれた。また燐・知仁兄弟の姉妹にあたる女子が林鼐に嫁いでいた。林鼐・鼐兄弟については、これまた『水心文集』卷十五、「林伯和(鼐)墓誌銘」、同卷十九、に「草廬先生(林鼐)墓誌銘」が収められており、その他、『学案』、各種黃巖県志などに記述がある。それらによると、兄弟の父、林興祥は貧にして行賈を業としたので、在地有力者ではなかつたようである。鼐は進士にあげられ、浙東、福建各地の地方官を歴任したが、紹熙三年(一一九二)、四十九歳で割りと早く亡くなつた。弟の鼐は終生仕えなかつた。そしてこの林兄弟、とくに兄の鼐は朱熹と深いつながりがあつた。

ところで朱熹(一一三〇—一二〇〇)は非常に大きな痕跡を黃巖社会・指導者層にのこした。その影響は大別して二区分できる。その一は朱熹と直接に師弟関係を結んだ人物を通してのそれであり、いわば学

術・思想上の影響である。これは度々言及している『宋元学案』・「南湖学案」に集約されているものである。その二は朱熹が淳熙八年（一一八一）八月、提挙両浙東路常平茶塩公事に任命され、翌九年七月・八月の兩月間、台州を巡歴・滞在したことに係る。朱熹の台州滞在中のこととしては知州唐仲友を執拗に彈劾したことはよく知られているけれども、黄巖への係わりについてはそれほど関心が払われていない。だが、黄巖地域発達史において画期的痕跡をとどめたといってよい。それは本稿の第三章でふれた水利事業に関するもので、北宋の羅適が着手した黄巖県の山海間の所謂、釜底——斥鹵赤地・低窪地を、河道を改修し用水路を整備し一連の閘門を設けて、水田に転換する大事業の再着手・促進・支援であった。⁽⁹⁾ この件については『朱子文集』・『嘉靖志』・『万曆志』などに詳述してある。また王懋竑の『朱子年譜』なども参考となる。それらに収録されている「朱文公奏狀」「彭殿撰椿年闇記」等によると、朱熹は、黄巖は台州五県の中で生産力第一位にあり、台州他県および隣接明州の諸県も黄巖の出穀に依存している、と理解していた。そして「臣竊におもえらく、惟だ水利を修むれば則ち黄巖は水旱の災無く、黄巖熟すれば則ち台州は飢饉の苦しみ無かるべし、其の利害たるや委的に軽きに非す」ということで官錢二万貫を食利人戸に給貸し、向後、豊熟年に分割返納させるよう皇帝に申し出た。この黄巖水利開発事業計画は、朱熹の後任者、勾昌泰の尽力も加わって、先に掲げた「水利事業大事年表」のような運びで、七十年近い歳月をかけて成就できた。そしてこの表

事業計画で注目すべき点は、①まず台州巡視の朱熹に、この水利計画を漕運幹官の謝敷經、鄉士の支汝績・陳謙・徐弗如・陳縛ら、いわば黄巖

在地有力者が提案したことであり、さらに②朱熹は官錢を給貸し工事着工に勅旨——官許が賜るよう工作をしたことであり、③実際の工事の指揮監督の一切は黄巖県の土居官の林鼐と蔡鑄に依托したことであった。

林鼐は明州定海県丞として敷篤・曉練で、衆のたたえる所であり、蔡鑄は武舉の出身で沈審・果決があるので以て事を成すべし、というのがその理由であった。林鼐・蔡鑄ともに黄巖出身の官僚であり、とくに後者は父・待時の墓誌で葉適が「家は世々豪族にして、高(祖)、曾(祖)堂に在り、闔門の骨肉百余、叔は居屋の狭く戸戸の多きを以て分異を譲ずを欲す」(『水心文集』卷十四)と述べていたように、黄巖在地宗族の代表的存在であった。朱熹は黄巖在地有力者層の提言をうけ、有力者層の代表者に事業遂行を委ねる方針をとった。その上、工事着工に必要な官銭の手当てをした訳であるから、黄巖地主層にとって立派な地方官として仰がれたのは当然であろう。さらにこの水利事業が黄巖地方水田の稔りを左右し、地主層の死活を握っていたのであるから、朱熹はまさしく頼りがいのある官人であったといえる。また朱熹は当時の黄巖知県、范直興はこの事業計画を推進する能力をもたないとして左遷を要請していきたことも、併せ承知しておく必要がある。

要するに、朱熹は黄巖県開発計画を、地元の要望を採用し、地元の代表者に実施を委託した訳であるから、中央に対しても黄巖地主の利益を代表し代弁したといってよいであろう。これが朱熹と黄巖との特別な関係の第一点であった。

次に思想・学術上の関係については、『宋元学案』卷六六、「南湖学案」によって集中的に表現されており、ここで改めてつけ加えることは

乏しい。杜燇・知仁兄弟、林鼐・鼐兄弟らと朱熹との関係もこれまでに触れた通りである。ここで注目すべきことは、「南湖学案」に集中的に表現されている朱熹と黄巖地主層・士人群との知的・精神的つながり、詩文・思想・学術上のつらなり、いわば講学仲間という人間関係・集団であった。これは黄巖地域の歴史に初めてみられるものであった。これまでも牟氏の事例を通して観察してきたように、宋代に急速に開発された黄巖にも在地有力者間の地縁的・血縁的連合は既に出現していた。しかし師弟関係という形態、文化・精神活動を共にすることによって生ずる仲間・グループはそれまで見られなかつたものであった。その意味で朱熹は黄巖水利事業について、官として極めて好意的にはかつたこと以上の影響を黄巖に与えた。それは官・民が一つの価値観を共有することから生ずる精神的世界の創出であった。それはまた、こうした世界を支柱とする在地有力指導層と地方官との共同世界——地域内結合の実現への道であった。

そしてこうした流れとグループをうけついで、『南湖学案』として成就、或いは開花させた人物が杜範であったといえる。杜範は南宋時代黄巖県を代表する人物として著名であり、ここで伝記類を列挙する必要もない程である。彼は杜燇・知仁兄弟の従子で、嘉定元年、杜燇と同年に進士科に及第し、硬骨漢として有名で時の権力者、明州出身の史嵩之・鄭清之らの政治を厳しく攻撃しつづけた。淳祐四年（一二四四）十二月、理宗によって宰相に抜擢されたけれども在職八日で、翌年四月に病没した。人柄は北宋の司馬光に匹敵するとされ、その死は多くの人々から惜まれた。中央官界での杜範の言動と軌跡はまた別の機会に譲るとして、

黄巖の立場からみれば、彼の特質は、宰相という官位にもとづくのではなく、無論そうしたことでも相当に働いたであろうが、黄巖朱子学の正統な繼承者として、先述の講学仲間・グループの最有力指導者・代表者として機能し位置づけられることであろう。いいかえれば朱熹の台州巡歷を機に黄巖士人群のむすびつきが生まれ、杜兄弟の受業によって、そのつながりは一層、確かな方向に進んだであろうけれども、それを発展させ、講学仲間に黄巖地域の在地支配層・集団の役割を担わせたのは杜範の出現によつた、ということである。

杜範の先後、周辺にあつた人物群で朱子学に係わつた人々は『宋元学案』・『同補遺』の記述に譲るとして、ここでは『万曆志』卷五・六に散見する杜範周辺の人々、とくに杜範が顯わした在地士人を専らとりあげてみたい。

丘漸。道学を講明し後進の宗とする所と為る。杜清獻公と布衣の交りを為す。杜公、國（政）を柄るや、漸は始終贅画す。鄉人はこれを尊んで曰く、木居先生と。

張緯・夏子寿。（陳は）嘗て蔡武博（鎬）と同に永豐等の九閩を脩む。復た廩を捐て以て饑（者）を賑わし、薬を給して以て病人を済う。呼びて陳義士と。時を同じくして夏子寿あり、行誼は緯と名を許す。杜清獻集に見ゆ。

陳容。嘗て本価莊を立つ。歲々に縉錢数千を出して粟を秋に収む。而して本価を以て春に羅（もと）す。其の素もと贏余する所は凶歳に遇う毎に、率ね市値の半ばに減ず。邑中、環りて恒にこれに給を仰ぐ。杜清獻公これが記を為す。

毛仁厚。開禧中に杜清獻公と同じく解を州に発す。其の郷に旧と義役あり、仁厚は益ます縛めてこれを宏む。編戸、田の二三頃有る者は率ね与からざるも、警急に遇えれば義廩を発してこれに當つ。累役を以てせざる者も、歲或いは登らざれば義廩を發してこれに貸す。寢の甚しき者は其の償を責めず。又た同志を率いて懇うつたえを州県に為し公廩のこれを賑わすを請う。

(中略) 杜清獻公、其の墓に表す。

丘漸のように杜範の国政ブレーンであった人物は別として、地方郷村レベルで注目したい点は、ここであげられた人物が、本価莊——秋に穀物を低価で買入れ、春に郷人のみに市価の半値で出売する一種の常平倉——、義役・義倉の普及、閘門興修・賑飢救荒など生産基盤の整備、社会救済事業の強力な推進者であつたことである。黄巖が移住民の邦であり、宗族制が卓越していたということは、自然災害への対応を含む社会

事業はまず同族・宗族団体を単位として実施されたであろうことが推測できる。

しかし杜範の生きた時代・南宋後半期にもなると、地域を単位とする社会事業が行われるに至つたことは、これらから十分にうかがえるところである。しかもその際に朱熹の遺したもの、政策的影響——たとえば各種倉法について——が、大層つよかつたものと考えられる。杜範を中心人物とする『宋元学案』・『南湖学案』所収の人物群の背景、或いは現実的基盤として、後進的移住民の邦——狭い族的地域的結合をこえた、黄巖地域を単位とする社会活動の成立と展開を設定することができる。それは羅適に始まり、朱熹を介して王華甫に至る水利施設の整備に伴う生産基盤における地域内結合の進展と無縁ではなかつたであろう。黄巖の官民一体の世界は、生産基盤の整備、さまざまな社会事業の実施、

共有の精神世界の形成などに立脚して十三世紀半ばごろでき上つたといえる。

杜範は淳祐五年(一二四五)に没した。その数年後、王華甫は知県として一二四八——五〇年の間、黄巖にあつた。彼の個人的履歴を示すもの——例えば墓誌銘・行状など——は遺されておらず、定かではないけれども、黄巖在任中、およびその後の台州長官時代の事蹟は相当程度、追跡可能である。彼は杜範の残した人脈に立脚して黄巖社会政策を忠実に履行した。まず第一に特記されるべきは、西嶼閘をたてて、十二世紀末に朱熹が在郷有力者の提言を容れて始められた黄巖官河系閘門系を完成させた。「最後に、(中略) 王君華甫は細嶼閘を建つ。是れ由り黄巖は号して樂土たりと」(『嘉靖志』卷一、水利、「元・林昉、先賢祠堂記」)と伝えられていた。

次に朱熹が手がけて以来の各種倉法を実施した。黄震の「台州黄巖県太平郷義役記」(『黄氏日抄』卷八六)、車若水の「黄巖縣社倉記」(『光緒志』卷六、倉儲)などによつて、王華甫の黄巖社会政策の概要を知ることができる。また『万曆志』は、趙處溫が義莊田三百畝を供出して義役を行つたこと、儲粟千石をもつて郷の貧民を援助したことなどをついて車若水と王華甫が顕彰したことを伝えていた。また黃原泰が先の陳容の本価莊に該当する倉の經營をなしたこと、代役を二十年間繼續したことなどを王華甫が知り「おどろき義莊を委ねた」ことなどを記録している(ともに卷六)。これまた朱熹以後、台州黄巖地域において民間先行の諸策を地方官が認知し、てこ入れして官民一体となつて社会の安定をめざす方向を、王華甫が支持していたことがうかがえる。また王華甫は

社倉等に官錢を支給し、庵寺残田等を給した点も朱熹以来の方式を踏襲していた。

王華甫の黄巖施策の第三は、南湖学案系の在地士人を厚く遇したことである。例えば、胡常は『朱子語錄』十卷を纂編した人物で、車若水が兄事したことがあつた。王華甫は「親しく其の廬を訪う」（『万曆志』卷五、儒林）とあつた。また「南湖学案」の中心人物、車若水については、「景定間、王守華甫、上蔡書院を建つ。（車若水を）延^{まね}きて後進の領袖と為す。香馥は流灌して成就する所多し」（同前）と伝えられていた。そして慶善寺大鐘の銘文撰者、鄭大恵も「詩文を能くし、杜清獻公と友と為す」（同前、卷六）とあって、「南湖学案」に名が出ていない程のローカルな存在であつたが、まちがいなく杜範系の人物であった。さらに「南湖学案」は杜範の伝において、「其の忠君愛國の忱、^{まこと}併側の懇到、^{かんなしみ}宋の末葉にこれを求むるも蓋し其の選に難し」と評していた。王華甫・鄭大恵が大鐘の主銘文を「祝延今上皇帝聖壽無窮」としたのも、以上のようない黄巖地域史の流れに立てば、その当然性が了解できる。さらに大鐘にみなぎる官民一体性とオブティミズムも、これまた黄巖地域史に照した時に当然であつたと言つてよいであろう。

五 南宋末、牟大昌起義の限界と元代、地域内結合の解体

黄巖地域開発の歴史——その社会・自然双方にわたる——を展望した時に、一二五一年の慶善寺大鐘は地域内結合の集中的象徴的表現物であ

つたといえる。「水利大事年表」にみられるように北宋末に始められた斥鹵赤地・釜底地帯の開発は七十余年の時日を費し、一応体系としての完成をみた。また移住期の異なる有力地主層が地縁血縁関係を取り結ぶことによって形成されつあつた支配集団の原基体とでも呼ぶべきものが、朱熹との接触、さらには朱熹系の詩文・講學仲間が誕生したことによって、地方長官——王朝権力の末端部と在地支配者層とが共通の価値観を共有し、常平倉・義倉など地域社会全体を対象とする制度・機構を官民一体で共同運営する段階が出現した。ここに後進的フロンティアであった黄巖の地域内結合が実現したといえるであろう。それはまた王朝国家——地方官と、在地の融合と一体化の成立を意味し、官民一体性の謳歌とは官民を包摂した支配集団の出現を意味していた。その意味で一二五年大鐘銘文は域内結合の象徴物体であったのである。

ところで、黄巖からみれば、一二七六年の宋朝権力の崩壊は一体どのようにとらえられるのであるか。少くとも十三世紀半ば頃に至つてやつと成立した黄巖県官民一体化を内部から否定し、掘りくずす運動は黄巖ではみられなかつた。それはまさしく外圧・外在的強力による中央権力の崩壊であった。とすれば在地における対応は新しい中央権力——モンゴル族政権に順応するか、軍事占領による主権の交替を容認するか、或いは旧権力——宋朝の恢復をめざすか、選択肢は限られていた。こうした状態の中で、黄巖でみられたのが牟大昌の起義であり、後者の運動であった。

が、「忠義・任俠を性とし智略あり。徳祐初め、義旅四千人を集め勤王とし、文丞相と西湖上に見ゆ」(『万曆』卷六)とあり、彼は在地土豪軍の指導者であった。また杜淵は、範の子で当时、浙東提挙であった。文天祥——杜清——杜淵の線で縁者にあたる牟大昌が義軍を組織し指導し、「大宋忠臣」を標榜し、一二七六年十一月一日、台州臨海県と黃巖県をつなぐ要衝、黃土嶺で元軍と戦い大敗した。牟氏一党は殆んど殲滅されるに至った。この事件はこれまで折にふれて言及してきた。ここではいわば杜氏・牟氏連合義軍がどうして失敗したのか、なぜ黃巖地域発達史の眼からみて無意味な戦いとなつたのかを若干、整理しておきたい。

まず指摘できる点は、宗室・趙氏有力者の元への集団投降である。『元史』卷九、「世祖本紀」は至元十三年(一二七六)九月辛酉にかけて「召して宋の宗臣にして鄂州教授の趙与禡をして闕に赴かしむ」と伝えていた。趙与禡については『万曆志』卷五は、「(黄巖)西橋の人なり、宋の宗室にして淳熙の進士、鄂州教授を為す。伯顏江を渡る。軍門に詣きて上書し、殺人を嗜まざるを以て勧む、且つ其の宗党的全きを乞う。伯顏これを薦む」と述べていた。太祖十世の孫で宋の南渡後は黃巖に移住した趙宗室を代表して、元に投降した趙与禡は、一族の生命の保障を求めた訳である。これは支配者集団の分裂であり、牟大昌らが「大宋忠臣」を掲げたとしても、趙室有力者が率先して投降しては、その正当性保持と大義名分の宣揚は殆んど不可能であつたろう。『万曆志』はこの趙与禡投降記事に続けて「論じて曰く」として、そうした不満を表していた(卷五)。そして、これと相似した事例として、州県地方官などが早く元軍に降つたことも、反元闘争の指導勢力不在をきたした。例えば一二

七年正月戊子、知州・楊必大は降元している(『民国台州府志』卷八、職官表一)。黃巖における地方官の影響力は多大であったことを考えあわせれば、地方官の早い時期の降元が与えた影響は大きかったとみなければならない。また牟大昌軍は浙東提刑の杜淵によって、牟大昌が將軍に、牟天与が副将にあてられて正当性が賦与されていたけれども、台州上級地方官投降という条件を加えてみると、私党・私軍にすぎなかつたとも言えるであろう。

次に考えられる点は、牟大昌の掲げた「大宋忠臣」とする口号の限界と無内容性である。宰相となり、「忠君愛國の忱」が喧伝された杜範の信条の表現としては、この口号は意味をもつっていたとおもわれるが、黃巖在地地主層にとって「大宋忠臣」とは一体どういう内容をもつていたのであるうか。国家主義の一方的おしつけではなかつたであろうか。杜氏のスローガンは牟氏のそれでは必ずしもなかつたはずである。黃巖支配層が地方官と在地地主の一體性に立つて成立するとすれば、このスローガンは朱熹・杜範的世界は表現できても、杜範後のものではなかつた。第三番目に指摘できる点は、黃巖の在地地主層からみれば、まず王朝権力に期待する点は、生産基盤の整備であり、現存社会制度・慣行——既存秩序体系の保全と保障であつたろう。この点で元朝は早い段階から、すなわち臨安攻撃以前から、在地現体制の維持を宣揚していたことも一定の効果をもつたと考えられる。例えば、至元十二年(一二七五)五月、世祖は蒙古の求めるものは土地・人民であり、土地を獲得しても民がいなければ、だれと居を共にすればよいのか、今、新附の城壁を保守し百姓を農業に力めさせる術は蒙古人は未だ知っていない。「爾ら其の事を

熟知せり、宜くこれに勉めを加うべし。湖南州は皆な汝の旧部曲たり。

未だ帰付せざる者何を以て招懐し、生民何を以て安樂せしむるか。汝これを為すを聽す」（『元史』卷八、世祖紀五）と語っていた。元の世祖が、

占領地に従前の法を變えず、支配層の權益を犯さないことを宣言してい

⁽¹²⁾

たことは、この外にも見られた。こうした元の安堵策に加えて、元の派

遣した新地方官が旧來の慣行と秩序を尊重した場合に、在地地主層にと

つて元朝は必ずしも否定すべきものではなかつたであらう。黃巖県にお

ける元の最初の知事は楊澤であったが、彼については「從事郎を以て県尹と為る。心を卹民に存す。父老は其の像を肖せて城隍廟におく」（『万

暦志』卷四、良吏）と伝えられていた。この文章は杜範や杜氏の周辺に

あつた集團とはまた別の見方が黃巖に存在したことを明瞭に示していた。

いずれにしても、支配者・指導層の分裂、スローガンの一方的性格と無内容性、地主層の状況眺めの傾向などが重なり、牟大昌起義は結局は孤立した運動に止まり、広範囲な展開はなく失敗した。

黃巖における地域結合の要因が基本的に生産基盤の整備にあるとすれば、水利事業を誠実に実施してくれる地方官がまず求められていた。牟大昌起義から約三十年後、ほぼ一世代あと、「水利大事表」にあるとおり、韓國宝は南宋期に完成した黃巖水利システムの全面的補修に着手し、「名臣」（『万暦志』卷四、良吏）として黃巖の人々の記憶にのこつた。もはや黃巖にとって「大宋」は絶対の要件でなかつたことを示していた。

だが、元朝となつて余多の黃巖士人群が不任を誓い「門を杜し、山林に隠遁し、城市を迹ねざるは三十余年」（『墓志』、「宋・林克巳墓志」と

いった行動をとつたのも事実である。不仕という形態で新政權——元朝への非協力を示した事例は枚挙のいとまもないほどである。「南湖学案」の最後の指導者、車若水——黃巖有力宗族、車氏を代表し、初めは台州の陳耆卿の教えをうけたが満足せず、改めて杜範に学び大いに得るところがあつた、南宋末年には王華甫によつて上蔡書院に招ねかれ、杜範と王華甫をつなぐ人物である——につらなる車氏、世々血縁・地縁関係のあった牟氏などは皆な仕えなかつた。牟楷は「仕えず、生徒を教授するは数百人に至る」と伝えられていた（『万暦志』卷五・儒林）。南宋末に実現した官民一体の精神的場面を受けもつ、官民を貫ぬく講學仲間関係は、もはや見られなかつた。

以前にも紹介した「明・林氏族譜」の王叔英序文にあるように、元代は仕官の途が困難であり、「資産に富む者は亦た多く自ら貴要の門と結び、以て尊きこと凡民と異なるを求む」（『光緒志』卷二六）とあつたようには、仕官の困難性が在地の有力層との結合を強化させる方向——当然に在地における地主層の集團的支配体制の固定化に向う——、官民の断絶の固定化傾向を生んでいた。また元の黃巖長官、韓國宝は、羅適・朱熹以来の低窪地の基幹用水路網の全面的補修を主導したとされるが、元・林昉の「先賢祠堂記」によれば、「大德三年」（一二九九）、（中略）韓侯國宝、來りて黃巖に守たり。断するに治水を以て養民の第一義となし、迺ち修閘を命ず。凡そ經る所の費は一毫も県官に仰がず、率ね諸閘の其の田の係る者、材石を搜し、丁匠を募り、苦心三年にして後に成る」（『嘉靖志』卷三、水利）とある。要するに改修資金は全て受益者負担によつてまかなわれ、官錢は一切支給・貸与されていなかつた。ここに羅

適・朱熹・勾昌泰ら宋代歴代の建造・補修工事との大きな相違点があった。官錢を給貸することによって、生産基盤の整備事業が官民一体・共同工事という形態と、それに伴う意識を生んだであろうけれども、ここではそうした王朝側からの支援は見られなかつた。元朝と黄巖地域は在地水利事業において一体性を喪失していた。

不仕——民間講学集團の盛況、社会的流動性の喪失と支配関係の固定化、生産基盤整備事業への王朝の実質支援の欠如、こうした要素を総合化すれば、元代黄巖社会は宋末に顕現化した地域内結合・官民一体の世界は崩壊していいたとみなしてよいであろう。そしてこうした地域内結合の潜在的実質的解体化を背後にしてのみ、元末黄巖社会の混亂——有力在地地主層にみられた状況に対する展望をもたない行動と軌跡が理解されるであろう。

結局、支配者層内部の地域一体感をもたない自己本位性、利害計量のみを当然とする傾向は、元末の社会的政治的混亂期に一気に表面化した。そこでは元朝に忠誠を誓うもの、反元の意志表示として黄巖から展開した方国珍軍に身を投じたもの、方国珍に徹底的に対抗したもの、さらには次の時代の秩序形成者として浙東山間地地主群の強力な支持をうけて登場してきた朱元璋軍に参加したもの、逆に朱元璋に軍事的抵抗を試み族誅のうき目にあつたものなど、元末の黄巖在地指導者間にはいいようない混乱状態が生れていた。⁽¹³⁾ こうした混乱・さまざまな方向への拡散が、一体、どのようにして朱元璋権力——明朝の下で収束されたのか。やはり台州寧海県出身で大家族・宗族社会を根底にすえた展望を提起し、さ

註

(1) 桑原隱藏『唐宋時代に於けるアラブ人の通商の概況殊に宋末の提挙市舶

西域人浦寿庚の事蹟』『桑原隱藏全集第五卷』(一九六八年)。

(2) 全漢昇『宋末の通貨膨脹及其對物価的影響』『歴史語言研究所集刊』第七本第一分、一九三六年。いま『宋遼金社會經濟史論集・第一集』、香港崇文書店、一九七三年、所収、も参照のこと。

(3) ともに小野泰氏より報告概要・資料の恵与をうけた。記して謝意をあらわしたい。

(4) 近時、奥崎裕司氏に、「元末方国珍の乱を支えた戴氏」(『中国古代史研究』第六、一九八九年)、「方国珍の乱と倭寇」(『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』、一九九〇年)の二論考のあることを知り、さらに著者より別刷の恵与を受けた。謝意をあらわすとともに、別稿においては氏の研究成果を生かしたいとおもう。

(5) 本書は広島大学大学院生・岡元司氏が一九九一年初春に台州訪問の際に講入し将来された。これまた記して謝意をあらわしたい。

(6) 張家駒『南宋經濟重心的南移』、一九五七年、湖北人民出版社、を参照のこと。

(7) 本田治「宋元時代の濱海田開発について」(『東洋史研究』第四十卷第四号、一九八二年)。

(8) 本田治、同前論文。および「宋元時代温州平陽県の開発と移住」(『佐藤博士退官記念中國水利史論叢』、一九八四年、所収)を参照のこと。

(9) 宋刊の『嘉定赤城志』は編者、陳善卿の朱熹への対抗意識と偽学の禁への配慮から、殆んど朱熹の動きについては黙殺している。

まざまな事情で永楽帝に族滅された方孝孺までを見透して検討される必要がある。それはまた別の機会にぜひ試みてみたい。本稿では南宋・元代の黄巖地域事情の素描にとどめておきたい。

(10) 石塾撰「徐季節先生墓誌銘」(『赤城集』卷十六、所収)によると、黄巖の名士、徐庭均の長子が徐弗如であり、さらに庭均墓誌を石塾に依頼した人物は支如續であった。

(11) 黄巖県における社会事業については、杜範「陳氏本価莊記」(『赤城集』卷十一)も参考となる。研究としては、周藤吉之「南宋における義役の設立とその運営」(『宋代史研究』、一九六九年、所収)に於いて詳しく論じられており。

(12) 例えば、『元史』卷九、世祖紀六、では臨安入城の際の布告としてみると

ことができる。

(13) 元末の黄巖社会を論ずることは、方国珍勢力の背景・構成を分析することと同義である。この点については、註(4)であげた奥崎氏の論考もある。

筆者自身の明快な展望がいまある訳ではない。ただここで列举した事例は、『元末農民戦争史料彙編』中編・第二冊、一九八五年、に収められている方国珍関係記事の中から容易に検索することができる。この書に収集されておらず、朱元璋と戦い族誅された事例のみを紹介しておきたい。すなわち「今(臨海市)油溪鎮の花園・文昌閣前一帯は土人猶お呼びて包宅と相い伝う。元末に明兵、台(州)を下す。包氏子孫は郷兵を率いてこれを禦ぐ。遂に其の族は赤みどりされ、其の存する者も悉く姓を改めて散處さる」(『台錄』卷五、「大宋台州臨海縣仏窟山昌國禪院新開塗田記」添付の案文)。

(14) 「台錄」卷十、「宋慶善寺新鑑銘」、案文は、「進士鄭日孫、寧漢進士王榮、進士張仁熟、進士(杜)熙老・杜思榮、進士(杜)思純・思謙、新城保進士章懿孫、吳閔、進士呉卿、塔山進士朱玠卿、上莊進士陳大方、進士呉洪、皆な『赤城新志』に見えず。案するに、宋は漕貢進士、監貢進士、國子発解進士、免解進士、鄉貢進士、鄉貢免解進士、鄉貢待省進士、鄉貢向請進士、兩請鄉貢待省進士、とあり。名目は一ならず。蓋し皆な舉を累ねて不第なる者なり。此れ但だ進士と曰う。疑うらくは、進士の業を習う者の通称ならん。故に「志」は載ざるもの」と述べていた。要するにこの鑑銘文にあがつて

〔追記〕

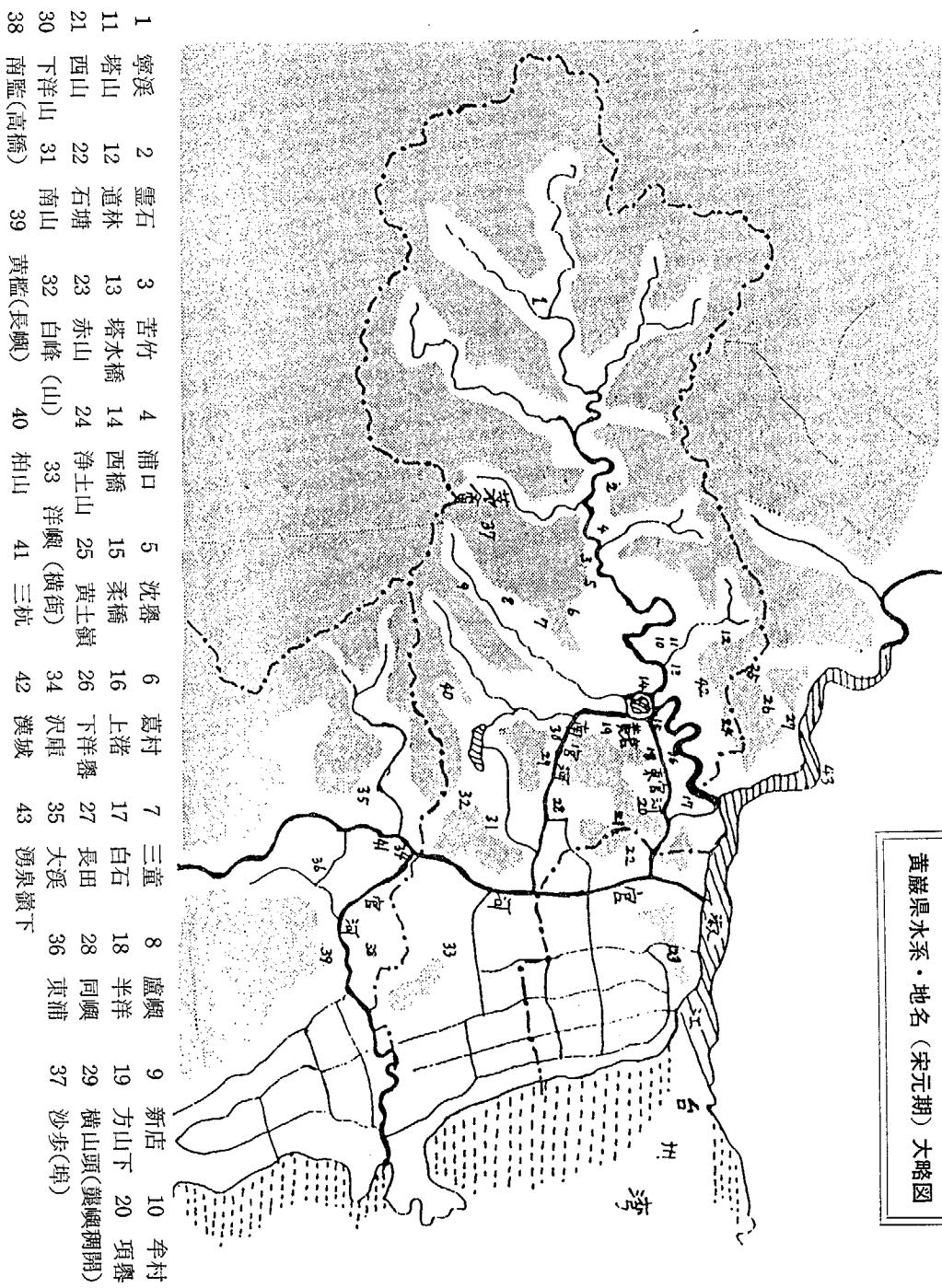
なお、本稿は、平成二年十月二十七日、広島大学を会場として開かれた広島史学研究会・中国四国歴史学地理学協会大会の東洋史部会にて口頭報告し、その後若干の加除補正を行い、同年十一月末日に脱稿したものである。

いる「進士」は進士のための学業を続いている人の敬称・雅称のようであつた。

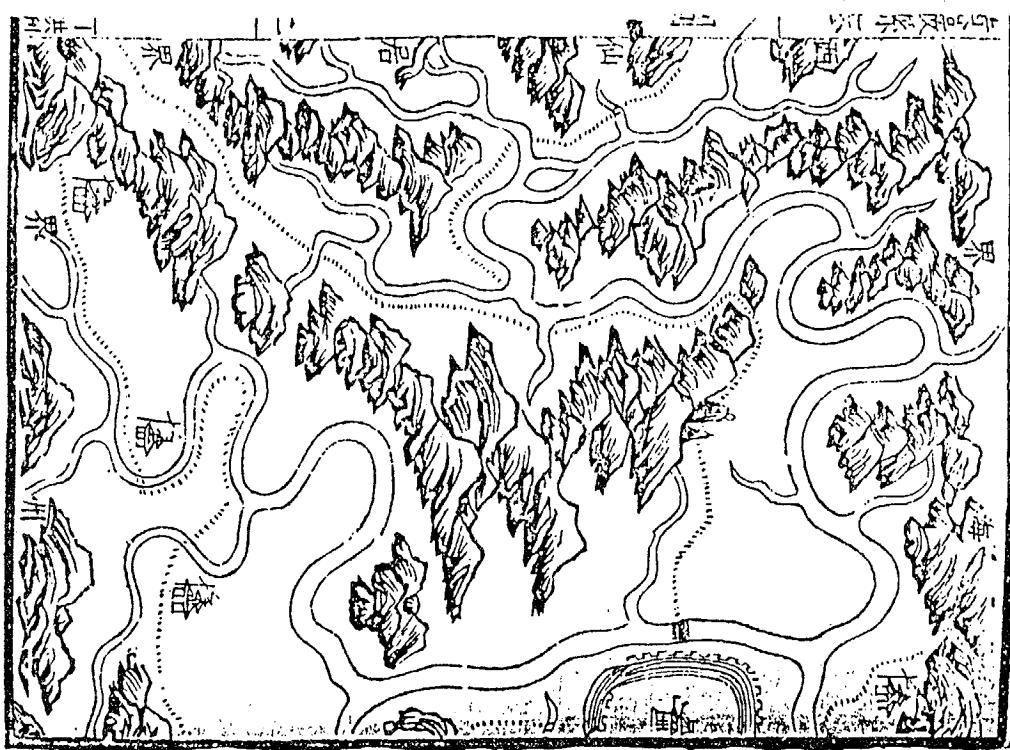
五代

I

黄巖県水系・地名(宋元期)大略図

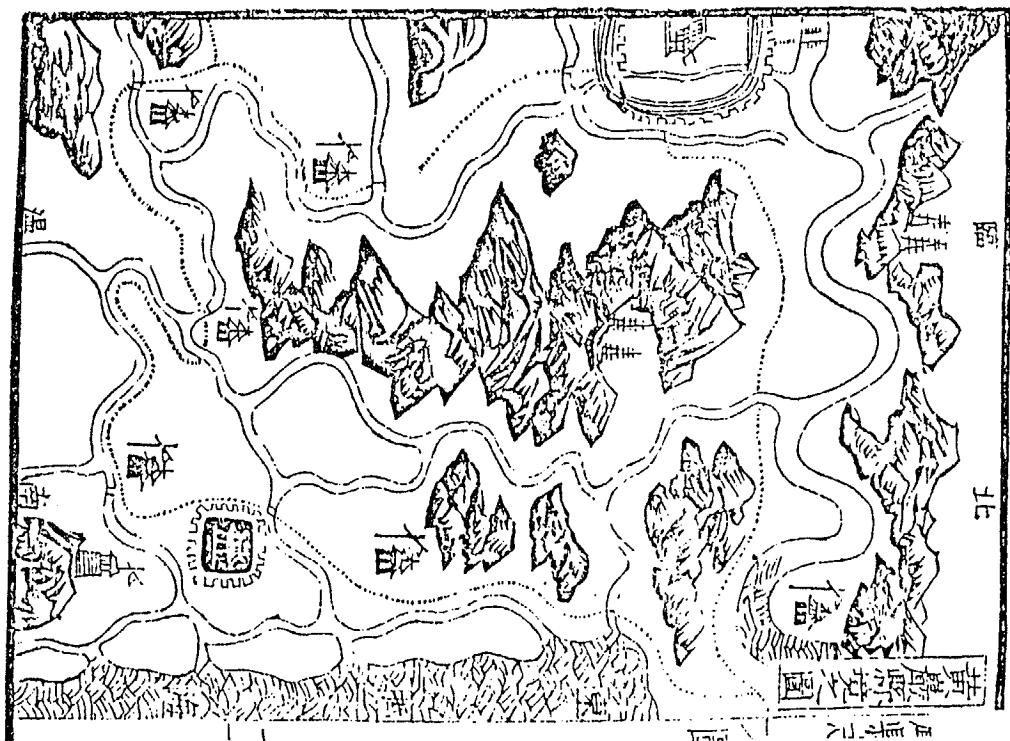


II



一 南宋末期台州黃巖縣事情素描

二七



□ △ □ ○ △ △ △ □ ○ □ △△+ □ △+ □ ○ △+△+ ○

墓誌名等	記	資料・備考
鄭餘慶墓誌銘	世占數黃岩	(宋)庶願妻鄭次昭城志 李氏、世台之黃岩人
台州金石志卷八	台州墓志集錄	(宋)黃禮妻李氏墓志 應氏、世為台之黃岩人、大父卜原臨海
III 黄巖県関係墓誌銘等一覽	(印)由南宋代移住也、△印北宋代、□印	(印)由南宋代移住也、△印北宋代、□印
墓誌名等	記	事
鄭餘慶墓誌銘	世占數黃岩	(宋)庶願妻鄭次昭城志 李氏、世台之黃岩人
台州金石志卷八	台州墓志集錄	(宋)黃禮妻李氏墓志 應氏、世為台之黃岩人、大父卜原臨海
(宋)鄭士元墓志	趙之上世居會稽、後周、避難徙台之黃岩	(宋)趙世顯及妻陳氏幽堂記 世為台之黃岩人、先君徙大田(臨海)
(宋)林正巳墓志	上世由閩徙台之黃岩半嶺、十有三世今家回浦	(宋)項泰道祖母陳容孤志 世家台之新橋為業姓
(元)董文彥墓志	其先五季之間、徙自衢之黃岩	(宋)董文彥墓志 曾祖、元季、自昌之清陽徙居柏山
(明)張震崧志	居世居越之較井、後周、徙台之黃岩洪洋…以方氏亂、遷	先世八閩人、十二世祖游台遂家焉、後遷于黃岩
(明)陳斐城志	先世平江人、紹興中、黃岩東尉、始家于邑	李氏先祖赤山遷居嚴頤
(明)鄭世運城志	先世八閩人、十二世祖游台遂家焉、後遷于黃岩	丘氏世居臨海、八世祖遷邑市(黃岩鳳廬)慶書坊
(明)李模墓志銘	李氏先祖赤山遷居嚴頤	先世湖州人、宋和靖公之裔、始祖遷居台之黃岩
(明)丘文奕墓志	丘氏世居臨海、八世祖遷邑市(黃岩鳳廬)慶書坊	方山嶼慶崧志 先城西湖人、宋和靖公之裔、始祖遷居台之黃岩
(明)何伯綸妻夏氏葬處氏坊前志	何氏世居慶書坊、先乃沐人、始祖從高宗南來居此	方山嶼慶崧志 先江西人、宋理宗代葬岩牧、七世族昌
(明)王堂墓志銘	寧溪王氏 先世沐人、始祖、宋建炎間避亂、由錢塘徙台之黃岩	朱、徙居黃岩戊戌、七世族昌 元其先人、徵黃岩、十五府君復徙太平田浦、…歷宋抵
(明)王靖墓志銘	其先人、宋理宗代葬岩牧、任謫買居黃鐵下	先江西人、宋侍郎立、由公稽卜遷居吾邑之石嶺
(明)林貴房墓志銘	其先人、徵黃岩、十五府君復徙太平田浦、…歷宋抵	先聞人、徙台之黃岩家焉
(明)趙誦墓志銘	始祖、宋侍郎立、由公稽卜遷居吾邑之石嶺	(明)鄭希亮墓志銘

(印)由南宋代移住也、△印北宋代、□印

(明)汪兼及子翁夫妻合葬墓志	台州墓志集錄	其先南享人……宋侍中、因乱徙居黄岩 台州黄岩善士	(宋)宋杜君墓志銘	家世世豪族……高曾在堂闔門肴肉百余、房戶多 十四世祖、慈州→黄岩白山、遂為台州人	(宋)忠翊郎致士蔡君墓志銘	台州黄岩人	(宋)子君墓志銘	世家台州黄岩 台州黄岩人、戴居南塘、聚族数十、富采果世	(宋)草盧先生(林鼐)墓志銘	父、由建徙台、為黄岩人 台州黄岩人	(宋)戴氏宗譜	溫州平陽縣←(太平縣)泉州、今三百有余歲 蜀→葵台·黄岩、五世	(元)車氏族譜	唐·乾符間、睦州→台州(臨海)→黄岩、今十三世 黄岩大姓、其先閩中→永嘉→仙居→黄岩、十五世	(明)楊氏世譜	(元)童氏族譜 (元)楊氏世譜	(明)陶氏族譜 (元)楊氏世譜	(明)任氏族譜	(明)管氏家譜
水心集卷13	光緒黃岩縣志卷	台州黄岩善士	(宋)忠翊郎致士蔡君墓志銘	家世世豪族……高曾在堂闔門肴肉百余、房戶多 十四世祖、慈州→黄岩白山、遂為台州人	(宋)子君墓志銘	台州黄岩人	(宋)少僧墓志銘	世家台州黄岩 台州黄岩人、戴居南塘、聚族数十、富采果世	(宋)宣教郎夏君墓志銘	父、由建徙台、為黄岩人 台州黄岩人	(宋)戴氏宗譜	溫州平陽縣←(太平縣)泉州、今三百有余歲 蜀→葵台·黄岩、五世	(元)車氏族譜	唐·乾符間、睦州→台州(臨海)→黄岩、今十三世 黄岩大姓、其先閩中→永嘉→仙居→黄岩、十五世	(明)楊氏世譜	(元)童氏族譜 (元)楊氏世譜	(明)陶氏族譜 (元)楊氏世譜	(明)任氏族譜	(明)管氏家譜
14	光緒黃岩縣志卷	卷14	卷14	卷14	卷14	卷14	卷14	卷14	卷14	卷14	卷14	卷14	卷14	卷14	卷14	卷14	卷14	卷14	
15	光緒黃岩縣志卷	卷15	卷15	卷15	卷15	卷15	卷15	卷15	卷15	卷15	卷15	卷15	卷15	卷15	卷15	卷15	卷15	卷15	
16	光緒黃岩縣志卷	卷16	卷16	卷16	卷16	卷16	卷16	卷16	卷16	卷16	卷16	卷16	卷16	卷16	卷16	卷16	卷16	卷16	
17	光緒黃岩縣志卷	卷17	卷17	卷17	卷17	卷17	卷17	卷17	卷17	卷17	卷17	卷17	卷17	卷17	卷17	卷17	卷17	卷17	
18	光緒黃岩縣志卷	卷18	卷18	卷18	卷18	卷18	卷18	卷18	卷18	卷18	卷18	卷18	卷18	卷18	卷18	卷18	卷18	卷18	
19	光緒黃岩縣志卷	卷19	卷19	卷19	卷19	卷19	卷19	卷19	卷19	卷19	卷19	卷19	卷19	卷19	卷19	卷19	卷19	卷19	
20	光緒黃岩縣志卷	卷20	卷20	卷20	卷20	卷20	卷20	卷20	卷20	卷20	卷20	卷20	卷20	卷20	卷20	卷20	卷20	卷20	
21	光緒黃岩縣志卷	卷21	卷21	卷21	卷21	卷21	卷21	卷21	卷21	卷21	卷21	卷21	卷21	卷21	卷21	卷21	卷21	卷21	
22	光緒黃岩縣志卷	卷22	卷22	卷22	卷22	卷22	卷22	卷22	卷22	卷22	卷22	卷22	卷22	卷22	卷22	卷22	卷22	卷22	
23	光緒黃岩縣志卷	卷23	卷23	卷23	卷23	卷23	卷23	卷23	卷23	卷23	卷23	卷23	卷23	卷23	卷23	卷23	卷23	卷23	
24	光緒黃岩縣志卷	卷24	卷24	卷24	卷24	卷24	卷24	卷24	卷24	卷24	卷24	卷24	卷24	卷24	卷24	卷24	卷24	卷24	
25	光緒黃岩縣志卷	卷25	卷25	卷25	卷25	卷25	卷25	卷25	卷25	卷25	卷25	卷25	卷25	卷25	卷25	卷25	卷25	卷25	
26	光緒黃岩縣志卷	卷26	卷26	卷26	卷26	卷26	卷26	卷26	卷26	卷26	卷26	卷26	卷26	卷26	卷26	卷26	卷26	卷26	
27	光緒黃岩縣志卷	卷27	卷27	卷27	卷27	卷27	卷27	卷27	卷27	卷27	卷27	卷27	卷27	卷27	卷27	卷27	卷27	卷27	
28	光緒黃岩縣志卷	卷28	卷28	卷28	卷28	卷28	卷28	卷28	卷28	卷28	卷28	卷28	卷28	卷28	卷28	卷28	卷28	卷28	
29	光緒黃岩縣志卷	卷29	卷29	卷29	卷29	卷29	卷29	卷29	卷29	卷29	卷29	卷29	卷29	卷29	卷29	卷29	卷29	卷29	
30	光緒黃岩縣志卷	卷30	卷30	卷30	卷30	卷30	卷30	卷30	卷30	卷30	卷30	卷30	卷30	卷30	卷30	卷30	卷30	卷30	
31	光緒黃岩縣志卷	卷31	卷31	卷31	卷31	卷31	卷31	卷31	卷31	卷31	卷31	卷31	卷31	卷31	卷31	卷31	卷31	卷31	
32	光緒黃岩縣志卷	卷32	卷32	卷32	卷32	卷32	卷32	卷32	卷32	卷32	卷32	卷32	卷32	卷32	卷32	卷32	卷32	卷32	
33	光緒黃岩縣志卷	卷33	卷33	卷33	卷33	卷33	卷33	卷33	卷33	卷33	卷33	卷33	卷33	卷33	卷33	卷33	卷33	卷33	
34	光緒黃岩縣志卷	卷34	卷34	卷34	卷34	卷34	卷34	卷34	卷34	卷34	卷34	卷34	卷34	卷34	卷34	卷34	卷34	卷34	
35	光緒黃岩縣志卷	卷35	卷35	卷35	卷35	卷35	卷35	卷35	卷35	卷35	卷35	卷35	卷35	卷35	卷35	卷35	卷35	卷35	

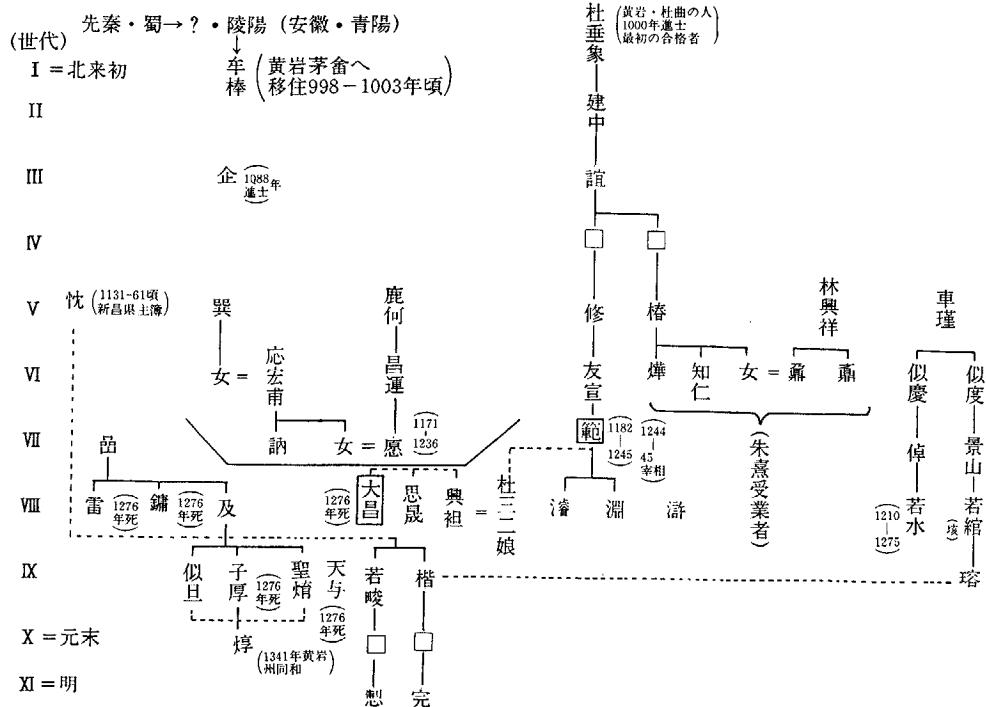
IV 台州・黃巖県戸数変遷表

年 代（西暦年）	台州(5県合計)	黃 巍 縣	出 典
唐・天宝元年(742)	83,868 戸		『新唐書』地理志
北宋・太平興國年間(976-84)	31,941		『太平寰宇記』
〃・元豐初年(1078)	145,713		『元豐九域志』
〃・崇寧元年(1102)	156,792		『宋史』地理志
〃・大觀3年(1109)	243,506	63,318 戸	『嘉定赤城志』
南宋・嘉定15年(1222)	266,014	68,892	同 上
元・至元27年(1290)	196,415		『元史』地理志
〃・至大4年(1311)		49,291	『万曆黃巖志』
明・洪武4年(1371)		68,692	同 上
〃・〃24年(1391)		53,389	同 上

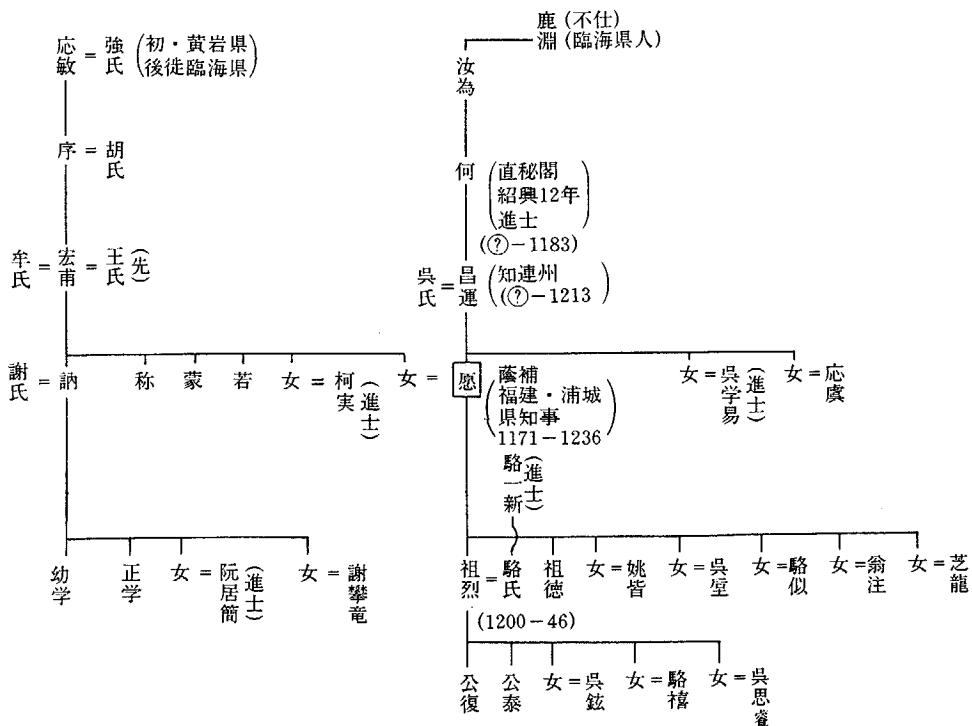
唐・宋間における支配層の構成と変動に関する基礎的研究

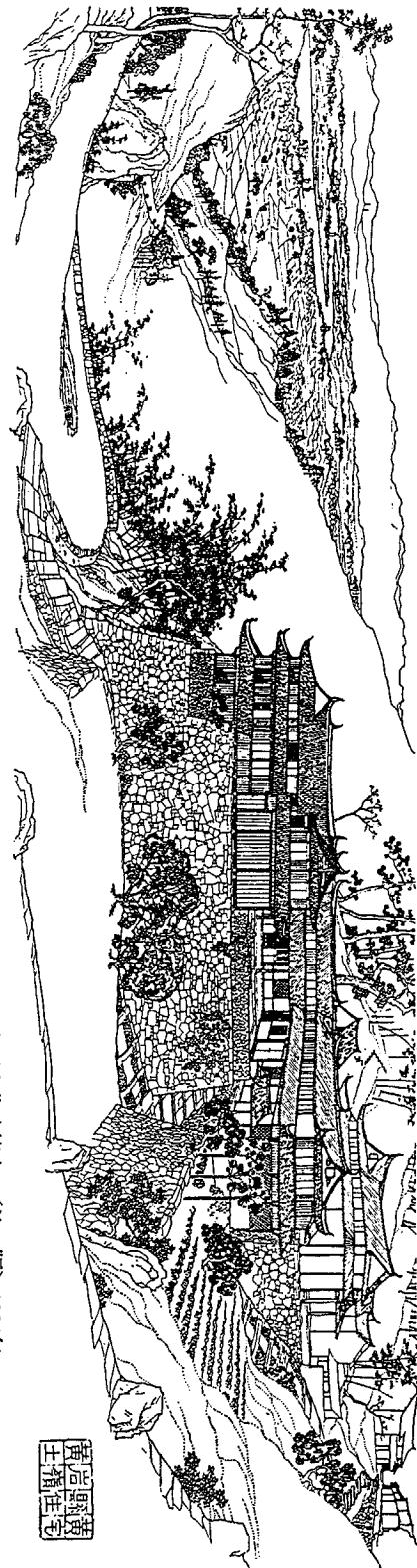
V
黃巖縣水利關係事業大事年表

VI-1

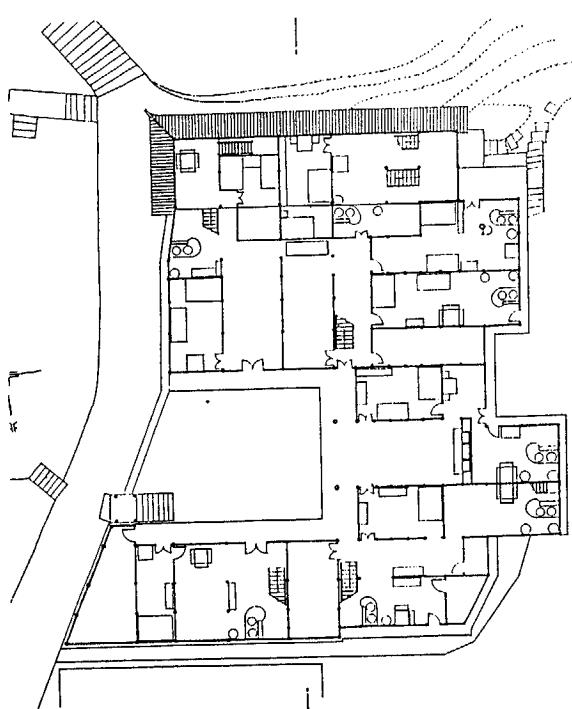


VI-2





浙江黄岩县黄土岭住宅透視図
原図は『中国古代建築史』(第2版) 1984年。
第7章「元明清一般城鎮住宅・園林」より。



一一、八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成——年表・考証——

吉 岡 真

はしがき

附録 人名索引

第一部 人的構成年表

凡例

- 一 中書・門下両省の長、次、判官年表……………三八
二 尚書都省・六部の長、次官年表……………五四

(以上、本稿)

- 一 就任者考証 (以下、別稿)
二 先行研究と本考証の課題
三 就任者考証

凡例

基本史料・研究文献一覧

- I 中書省長、次、判官
1 中書令
2 中書侍郎
3 中書舍人
II 門下省長、次、判官
1 侍中
2 黄門侍郎
3 給事中
附 三省以外の某官・宰相

一一、八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成——年表・考証——

本研究は、八世紀前半(玄宗朝開元年間 713~41 A.D.)における唐朝中央官僚機構の人的構成について、その基礎的データを提供した研究であり、第一部「人的構成年表」と第二部「就任者考証」とで構成されている。

八世紀前半の唐朝政治史について第一に挙げられるべき研究は、安禄山の反乱の諸背景を綿密に分析し、反乱勃発に至る政治過程を明晰に論じたE・G・ブーリィブランクの書(一九五五年)である。⁽¹⁾ ブーリィブランクは、一九四〇年代初に陳寅恪が提起した、唐前期政治史上の転換期、即ち七世紀末における閔寵集団の衰退と新興科舉官僚の興起、という視点に依拠して、玄宗朝開元・天宝年間の宰相他高官メンバーの出自・政策と人事的変遷を丹念に調査し、当該期の政治過程を、まず既存の新興科舉官僚群に対する旧閔寵系財務貴族官人の権力闘争の開始、次に後者の政治舞台での復活、そしてかかる旧貴族宰相への極度な権力集中とそれによる辺境軍事勢力(節度使)の反中央的遠心化傾向の発生へ、と位

はしがき

置づけた。

彼の書は、当時使用しうる限りの基本史料の総てを、個人の研究者が駆使して完成した精密度の高い研究であり、従来の唐代政治史研究の中でも、陳寅恪の『唐代政治史述論稿』（一九四四年）と共に、最もすぐれた著作の一つである。しかし、この書が分析の対象とした政治運営担当者の範囲は、当時の学界の研究レベルにも規定されて、そのデータ収集の面で自ずと限界を有していたのであって、それは宰相・財務使職官などトップ・クラスの、極少数の官僚であった。

これに対して、かかる収集資料の量的制約を解決し、唐代官制史研究の水準を大幅に高めることに成功したのが、その著『唐僕尚丞郎表』⁽⁴⁾に集約される、台湾の嚴耕望の実証研究である。彼は、宰相に代表された最高次の政策決定関係者だけではなく、唐朝の人事・財政・司法など通常の国事行為の總てにわたる決定、即ち詔勅の発令、に権限を有した官僚にまで情報収集の範囲を拡大するという、膨大な史料整理と実証の作業に着手した。そして、唐朝国政の中枢機関である中書・門下・尚書三省の内、特に、政策施行官府である尚書都省及び六部の長、次官に就任した官僚についての伝記・系譜・詔勅類や石刻碑文等、あらゆる現存の唐代史史料をほぼ網羅的に収集・分析して、就任官人の人物名・任免年月日などに関する考証を施した、唐代三〇〇年全般にわたる尚書都省・六部の要職就任者の一覧年表とその実証史料などを我々に提示した。それはブーリィ・ランクの著書公刊の翌年（一九五六六年）のことである。

この『唐僕尚丞郎表』は、唐朝中央官僚機構内的人的構成に関する情報書としては、その収集史料の豊富なことと考証の正確さの点において

際立った、今日まで最も完璧な研究であり、信頼しうる工具書である。しかしながら、唐公式令の中に明確に規定されているが如く、詔勅の発令に実權を有した当代の国政担当者の中には、政策の施行官厅である尚書都省・六部の長、次官の外になお、詔勅を起草する中書とその不備を審査する門下、この両省の長、次、判官が含まれていたのである。次にかかる三省六部要職（定員総数三七名）の構成を、品階別に一覧すれば左のようになる。⁽⁵⁾

左表によつて判るように、嚴耕望の書は国政運営メンバーの中の一部

唐朝三省六部の品階別構成表（）内の数字は定員）

		官府		中書省		門下省		尚書省		六部	
		正二品		正二品		正二品		正二品		正二品	
		正三品	令(2)	正三品	令(2)	正三品	令(2)	正三品	令(2)	正三品	令(2)
從三品											
從二品											
正四品上	侍郎(2)	黃門侍郎(2)									
正四品下			右丞(1)	左丞(1)	尚書(1)						
從四品上				侍郎(2)	侍郎(1)	侍郎(2)	侍郎(1)	侍郎(2)	侍郎(1)	侍郎(2)	侍郎(1)
從四品下											
正五品上	舍人(6)	給事中(4)									
從四品上											
從四品下											

※ 尚書令は殆ど任命されず、よつて僕射が長官、丞が次官の役割を果した。

分に関する情報整理であつて、従つて、唐朝政権内部の人的構成とその変遷を組織的に研究するためには、更に、三省の内で国事行為の決定に特に重要な役割を果した中書・門下両省の要職就任官について、その人物名・任免年月日・氏族出自・出身地域などを、唐史史料の総合的調査によつて復原・実証した工具書がぜひとも必要となる。

筆者は曾て、かかる三省六部要職就任者の全員に関するデータを、唐代の一時期(713~41 A.D.)に限つてではあるが収集・整理して、八世紀前半における唐朝政権の、階層的・地域的構成の史的特質について概観した研究(前稿)を発表し⁽⁹⁾、從来の陳寅恪・ブーリィ・ブランク以来の学説に一定の限定を加えたことがある。そして前稿発表後、特に中国では、従来の唐史基本史料の標点テキスト・人名索引や、諸種の工具書が続々と出版されて史料調査の作業が頗る容易になつたのに加えて、更に、

『千唐誌斎藏誌』などの墓誌拓本写真集を始めとする新たな唐代伝記関係史料が次々と公刊されるに至つて、前稿発表時に作製していたデータ(「任免年表」・「史料考証」)を、かかる新史料とテキスト・工具によつて詳細に補訂することも十分に可能となつてきた。

本研究は、以上のような最近の学界の進歩に依拠して、前稿では紙幅の都合上、一切省略せざるを得なかつた、玄宗朝三省六部(とりわけ中書・門下両省)要職就任者についての基礎的情報を再整理し、第一部「人的構成年表」(本稿)と第二部「就任者考証」(別稿)に分けていゝと公表するものである。

尚、本研究第一部の年表では、玄宗朝の政権内部構成を、三省六部の全体にわたつて逐年に通覧できるよう、又、本稿の作業過程で発見

した厳耕望の考証の、かなりの数に上る誤りを訂正・表示するために、「唐僕尚丞郎表」の年表(卷一~四)から開元年間の部分を再録することとし(第一部一), 第一部の考証では、尚書都省・六部のそれは厳耕望の書(卷五~十一)でほぼ完璧に為されてるので、中書・門下両省の要職就任年表(第一部一)に掲げた各官人についてのみ、その考証結果を提示することにした。

註

- (1) Pulleyblank, E.G., *The Background of the Rebellion of An Lu-shan*, Oxford Univ. Press, London, 1955.
- (2) 陳寅恪『唐代政治史述論稿』(一九四四年(『陳寅恪先生論集』中央研究院歴史語言研究所、一九七一年所収)、上編)一〇一~一三〇頁、参照。
- (3) Pulleyblank, E.G., *op. cit.*, Appendix V, pp.192-208.
- (4) 全四冊、中央研究院歴史語言研究所、台北、一九五六年。
- (5) 池田温『律令官制の形成』『君波講座・世界歴史5』所収(君波書店、一九七〇年)三二二~三三〇頁。
- (6) 仁井田陞『唐令拾遺』五四〔頁〕: 唐令第一二条「制書式」(同四五六頁)・公式令第一条「奏抄式」五五九一六〔頁〕: 公式令第一二条「制授身式」五六三~六八頁・公式令第一二条「奏報告身式」(初版一九三三年、再版一九六四年、東京大学出版会)、参照。
- (7) 三省六部の機能については、礪波護「唐の三省六部」(同『唐代政治社会史研究』同朋社、一九八六年、所収)一九八一~一〇八頁、参照。
- (8) 本表は、池田温等編『六典所掲開元職員一覽表』一一〔頁〕(編者油印、北海道大学文学部東洋史研究室、一九六七年)によつて作成した。
- (9) 吉岡真「八世纪前半における唐朝官僚機構の人的構成」『史学研究』一五三(一九八一年)。
- (10) 上・下一冊、河南省文物研究所・洛陽地区文物管理處編、文物出版社、北京、一九八四年。
- (11) 吉岡前掲論文三五頁註(25)、参照。

第一部 人的構成年表

凡例

(一) 本年表(一、二)は左のように構成されており、表中の表記法はすべて嚴耕望の『唐僕尚丞郎表』のそれに即し、又、旧字体で記す。

一、中書・門下両省の長、次、判官年表

官府・官職	中			書			省			長 官	門	下	省
	長	官	次	官	判	官	長	官	次	官	判	官	三省以外 の官府
年 (A.D.)	令		令	侍郎	舍人	舍人	舍人	舍人	舍人	舍人	侍中	侍中	
	左僕射	右僕射	左丞	右丞	尚書	侍郎	侍郎	尚書	侍郎	度支使	禮部	兵部	
										度支・塩運等使	度支・塩運等使	刑部	
										塩運等使	禮部	工部	
											同官職・宰相		

二、尚書都省・六部の長、次官年表

官府・官職	尚書都省			六			部(度支塩運等使附)			長 官	門	下	省				
	長	官	次	官	吏	部	戶	部	度支・塩運等使	禮	部	兵	部	刑	部	工	部
年 (A.D.)	左僕射	右僕射	左丞	右丞	尚書	侍郎	侍郎	尚書	侍郎	侍郎	尚書	侍郎	尚書	侍郎	尚書	侍郎	尚書

(二) 年表一(中書・門下両省の長、次、判官年表)に表示した人名の右に付した番号は、長、次、判官それぞれの就任順を示すものであ

り、又、本研究第二部の就任者考証の人名番号を兼ねる。

(三) 年表一では、三省以外の官府に属する官職の就任者で宰相となつた者(同中書門下三品、平章事等・計三名)も併せて表示した。

(四) 表中の表記法の参考のために、嚴耕望『唐僕尚丞郎表』凡例(一

—四頁)の関連箇所を、そのまま以下に転載する。

一、唐世任官、正員之外、有兼、有判、有攝、有權知、有檢校。兼

判攝及權知雖非眞除、然皆實職、故並收之。

(乙) 僕尚丞郎互調、不論職任之間劇、惟以品秩位序爲標準。今

按下圖釐爲四例。

二、舊新兩書及通鑑書事、官名及年月日往往歧異、是非得失有不可考者。若三書皆載而各不相同、則取通鑑。若三書皆載、二同一異、則取其同者。若僅見二書、則取時次較後者。

三、遷轉書例——唐世職官遷轉、正史及政書無一定明確之書例。今略準兩唐書敍事用字釐爲條例、以便書敍。

(甲) 僕尚丞郎與他官互調、其書法凡十二例(有與此例不符者、

三、遷轉書例——唐世職官遷轉、正史及政書無一定明確之書例。今略準兩唐書敍事用字釐爲條例、以便書敍。

四、則以職之輕重爲準)

- (1) 品同職均曰「換」、(2) 品高職均曰「遷」、(3) 品低職均曰「轉」、(4) 品同職重曰「遷」、(5) 品同(或稍低)職輕曰「換」、(6) 品高職重曰「遷」、(7) 品高職輕曰「徙」、(8) 品低職重曰「換」、(9) 品低職輕曰「左遷」、(10) 重謫曰「貶」、(11) 特遷曰「擢」、曰「擢遷」、(12) 僕尚丞郎出任節度觀察史曰「出爲」、節度觀察刺史入爲僕尚丞郎曰「入遷」。

(左)	吏尚	右丞
	兵尚	戶尚
	刑尚	左丞
	禮尚	吏侍
	工尚	刑侍
(上)	左僕	戶侍
	右僕	禮侍
	工侍	兵侍
(下)		

(右)

(唐初六部位次稍異故有變例)

- (1) 由下而上曰「遷」、(2) 由上而下曰「轉」、(3) 由右而左曰「遷」、(4) 由左而右曰「換」。

(丙) 拜相、不論官品高低均曰「遷」。罷相曰「罷爲」或出爲」。

罷爲本官曰「罷守本官」。

四、薨卒書例——僕射宰相書「薨」。餘皆書「卒」。

五、特殊標記

●……現任宰相 ○……舊任宰相

六、官名簡稱——通表官名以書簡稱爲原則。茲列簡稱表如次。

- (1) 尚書省諸長官
 左右僕（尚書左右僕射） 左右丞（尚書左右丞） 某尚
 （某部尚書） 某侍（尚書某部侍郎）
- (2) 九卿——凡正卿皆省「卿」字，少卿省「卿」字又移「少」字於本名之前，如太常（太常卿）、少太常（太常少卿），餘類推。
- (3) 左右兩省官
 中令（中書令） 紫令（紫微令） 中郎（中書侍郎） 紫
 郎（紫微侍郎） 中舍（中書舍人） 紫舍（紫微舍人）
- 二、八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成——年表・考証——

門郎（門下侍郎） 黃郎（黃門侍郎） 給事（給事中）

左右騎（左右散騎常侍） 散騎（散騎常侍不知左右）

右大諫（左右諫議大夫） 大諫（諫議大夫不知左右）

(4) 御史臺官

(5) 京兆府官

(6) 東宮官

(7) 諸院學士

(8) 使職

(9) 外官

(10) 散官

某某節度（某某節度觀察等使） 某某觀察（某某觀察等使）

某刺（某州刺史） 某督（某州都督） 某大督（某州大都督）

鹽運使（諸道鹽鐵轉運等使）

士

翰學（翰林學士）

集學（集賢院學士）

弘學（弘文館學士）

某某觀察（某某觀察等使）

某刺（某州刺史）

某督（某州都督）

某大督（某州大都督）

開府（開府儀同三司）

各級大夫皆省「大夫」二字、惟

中大夫不省。又金紫光祿大夫、銀青光祿大夫皆省「光祿大

夫」四字。諸郎以下皆無簡稱。

一 中書・門下両省の長、次、判官年表

				(A.D.年) 帝號・年號	官職府
〔改十二月〕	(七二三)先天二 開元元 〔改十二月〕	〔辰改八月七日甲〕	〔子即位八月三日庚〕	〔巳改五月十三辛〕	〔七一二〕太極元 延和元
●3 正九遷四 月檢乙 校亥 中令庚 日中由 庚令左 午丞十 張說	●2 崔湜 日丁卯 流竇州 六月	是年春見 右庶 時階(兼 年)	是年冬或 見在任(明 年)	●1 崔湜 三庚戌 中令同三 品遷檢校 郎十	長 令
●2 蕭 予七由月 誅至十一 忠 日遷乙 甲 亥正					令
按行北 邊諸大御 十一月 十月	王琚 復同進 爲王 中九 庚未 辰拜尚十 十一月 兼大御	是年春見 崇學 時階(兼 年)	是年冬或 見在任(明 年)	●3 崔湜 三庚戌 中令同三 品遷檢校 郎十	中 侍郎
●4 蘇 制遷八 月 誥時郎 由約 階兼工 銀知侍 七	●2 陸 象 接長史 察兼益 先劍大 庚南督 辰七	王琚 月由太 子內舍 人八	奉兼大 諫遷 朝供人	●2 陸 象 先 郎同平 章事中	官 侍郎
裴淮 約十一 月遷年 兵				賈曾 月制誥 見在任 二十 五王	書 舍人
侍時階 通議				見在任 十一 大諫辛 年已知 見正	判 舍人
韓思復 年出爲 鄆刺				裴淮	省 舍人
是蘇晉 在任時 階朝議				韓思復	官 舍人
俄出爲 泗刺				蘇晉 學冬遷 中舍兼 崇秋	省 舍人
路敬潛 初由其 郎中遷元 終中舍	5				人

(七一六) 開元四		(七一五) 開元三		(七一四) 開元二			
A. 號 D. 年 號	官職府						
府七 己亥 龍爲開 正月六	長 令 官 紫	姚崇	姚崇	王琚 刺 一日 閏二 月 貶澤月	4 姚崇 由兵十三 品爲兵尚 諸軍爲時 大都督兼 使檢金校	紫微令 庚寅更名 十二月二十 癸丑出爲相 刺四	
日癸未見在任	令 侍郎 次 郎	李父 月十 在任 故旋遷 刑尚階 如是年共 見三	李父 冬兼檢 青刑尚 誥黃郎遷 兼知制由	蘇頤	蘇頤	紫微侍郎 庚寅更名 十二月一 日	
●蘇頤 事時 遷紫 階銀 青平 章亥 月十二 正月任六	侍郎 官 微	鄭勉	鄭勉 上給事 年十一 遷時階 朝由或	賈曾 爲洋刺 上後(開 元)出	賈曾 會人 庚寅更名 十二月一 日	紫微舍人 庚寅更名 十二月一 日	
鄭 州 司 馬 年以 前 左 遷元 儀六	舍人 判 人	倪若 月或 水十二 議遷右 丞時階 正月	倪若 水十二 初遷紫 舍任是年 秋冬見在	6 倪若水 初遷紫 舍	7 盧處冲 蓋是年 見在任	紫微舍人 庚寅更名 十二月一 日	
散未 拜紫 丘 見年 時階 在正 通正 任六 時階 日郎 朝癸 正由	舍人 人	盧備 遷紫舍 開元初	盧備 開元初 (時階朝 散)	7 盧處冲 蓋是年 見在任	8 王班 日丁巳 十月三 (時階朝 散)	紫微舍人 庚寅更名 十二月一 日	
盧備 年遷 祕書 少監 是年或 明	舍人 省	李義仲 遷中舍 初十年 以前	李義仲 初十年 以前	8 王班 日丁巳 十月三 (時階朝 散)	9 呂延祚 見在任 夏秋遷 少太僕	紫微舍人 庚寅更名 十二月一 日	
崔琳 屯田 郎中 遷時 階由 上蓋 正議	舍人	呂延祚 見在任 夏秋遷 少太僕	呂延祚 見在任 夏秋遷 少太僕	9 呂延祚 見在任 夏秋遷 少太僕		紫微舍人 庚寅更名 十二月一 日	

(A.D. 年) 帝 號 ・ 年 號	官 職 府
舍人	
侍中	長門
侍中	門官
黃門侍郎	次官
黃門侍郎	下判
給事中	省
給事中	官
給事中	給事中
給事中	官
給事中	官
同官職宰相	中書門下官
玄宗	(七一二) 太極元年改十三辛
先天元辰改八月甲	(七一二) 延和元年
先天元子即位三日庚	(七一二) 先天元年
〔八月七日甲〕	〔八月三日庚〕
魏知古	劉幽求
品遷戶尚三庚同三戌	僕由或十一年中三庚戌品右戌申八
●3	●1
劉幽求	岑羲
兼三丑由月求	遷戶十五癸丑六月
侍品由月求	尚同三癸丑月
中爲左五求	品由月
左僕同乙十	●2
劉幽求	盧懷慎
兼三丑由月求	兵年或上年由是
侍品由月求	遷戶十一年中三庚戌品右戌申八
中爲左五求	尚同三庚戌品右戌申八
左僕同乙十	●1
李父	李父
任八日十一月	盧懷慎
時階銀辰見在月	兵年或上年由是
唐紹三癸卯十月坐	禮儀事司知郎年
鄭勉	唐初秋紹冬或明年
階年十一月	禮儀事司知郎年
朝遷紫舍或明年	禮儀事司知郎年
魏奉古	魏左司奉古
崔5	孔4
散郎正時事見璣	給事中仲思後曾官
中月年時遷或	給事中仲思前曾官
階吏明議供任七	孔4
朝部年郎奉給月	魏知古
●2	●1
魏知古	竇懷貞
仍三戌月同品由二古同遷戶右十尚同壬六	軍兼亥月未月二七月同由左大御右平章品大正御乙正
品戶騎四尚同壬六	國大遷御平章僕日乙正

		(七一四) 開元一		(七一五) 開元三		(七一六) 開元四		帝號 A. D. 年 號		官職府
齊16 上漸 階年 朝由 議郎 事遷或	舍人	判紫	紫微			楊10 是仲 嗣在任蓋				紫微舍人 寅更名
蕭17 上年 遷紫舍 或	舍人	官省				魏知古 月二十一 玄龍爲工五 尚辛十五				黃門監 庚寅更名
宋環 青門遷己 監尚亥 時尚由 階刑銀 黃尚七十	監長	正拜 兼檢校 吏尚監	盧懷慎 以黃平	盧懷慎 正	門章監	盧懷慎 月二十己卯	保少 十二月二 癸丑轉少			黃門監 庚寅更名
日十一 己卯龍 七	監官	正拜 兼檢校 吏尚監	盧懷慎 月二十己卯	盧懷慎 正	檢校黃門監	盧懷慎 月二十己卯	盧懷慎 甲寅寅遷 同平章事	盧懷慎 一月與十 郎五十	盧懷慎 選事	盧懷慎 古分知東都 知魏十
韋5 遇益抗 大督 長史 入秋 冬由	黃門侍郎	次	張廷珪 見在任 久貶河刺	李父 十四癸未	李父 正月二 任	張3 見在任 六月四日 見在任 八月遷紫郎				
兆七閏郎 尹己十 西亥平 京罷月 留爲二 守京十	黃門侍郎	官門	齊 郎舍時 階朝遷	齊 或明年 一月	齊 年遷給事	楊 見月虛受 安任十三 江以明				
柳10 議郎 中年 遷司 時階 朝郎 是	給事中	判	李9 時兵年 階部或 朝議中 遷由是	秦四年 春或出 開爲元	秦四年 春或出 開爲元	楊 見月虛受 安任十三 江以明				楊6 初年由大 諫遷年是
李年 換御丞 是	給事中		魏奉古 月見在任 八年(約 開元遷元)			魏奉古				
李11 前初 遷給 事以 元	給事中	省	蘇詵			蘇8 遷由某月 左司二郎 是中四年				
蘇 年是任 出年 為徐刺 明	給事中	官				薛 人子七三 州戎衛史 除名十五 歲爲庶	薛 二訥 度武將檢 大五甲申 同軍和左 長申	薛 二訥 度武將檢 大五甲申 同軍和左 長申	薛 二訥 度武將檢 大五甲申 同軍和左 長申	

							(A.D. 帝號・年 年號)	官職府			
							令	長			
							令	官			
●張嘉貞	開元九 (七二二)	●5 張嘉貞—五 平章事遷由中郎同 五月十	開元八 (七二〇)	●6 盧從愿—是年見 在任時階太中 大夫	開元七 (七一九)	●7 蘇頌—正月二 禮尚時階銀青爲 中郎同平史入由 五丁卯	開元六 (七一八)	●8 蘇頌 崔據—是年或明 年遷禮侍郎	開元五 (七一七)	●9 中書令 九月六日壬寅復舊名王寅	官職府
盧從愿							●10 中書侍郎 九月六日壬寅復舊名王寅	紫			
呂大一		●11 秋太 中舍—是年夏 遷并大督長 中郎同平史入 五丁卯	●12 苗廷嗣—是年 秋遷中舍 延嗣	●13 王丘—三月以前 遷禮侍時階朝散	●14 高仲舒—是年 上年卸	●15 高仲舒 崔琳—是年或上 年卸	●16 中書舍人 九月六日壬寅復舊名王寅	微			
苗廷嗣							●17 中書舍人 九月六日壬寅復舊名王寅	判			
何鸞	是任 太常 八年或明年遷少	●18 中舍—約是年遷 何鸞	●19 韓休—蓋是年 給事遷 韓休	●20 崔琳—是年或上 年卸	●21 高仲舒—是年遷 中舍	●22 中書舍人 九月六日壬寅復舊名王寅	省				
韓休							●23 中書舍人 九月六日壬寅復舊名王寅	官			

二、八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成——年表・考証——

(A.D.年) 帝號・年號	官官職府・
(七二三)開元一〇	長 令
(七二四)開元一一	中 官
(七二三)開元一二	次 郎
(七二四)開元一三	官 郎
(七二五)開元一四	書 判
(七二六)開元一四	省 官
●張說 庚申龍爲右丞相 （七二六）開元一四	●張嘉貞 三己酉出爲幽刺 （七二三）開元一一
●張說 二壬辰遷右丞相十 進仍兼中令時階丞特相 （七二五）開元一三	●張說 七癸亥由兵尚同 三品爲兵尚兼中同 令正拜中令 （七二四）開元一二
●李 章 侍 遷 九 元 紘 中 郎 同 平 戶 事 （七二四）開元一四	●崔漪 十五壬子出爲 魏刺 （七二五）開元一三
●趙 由 多 功 員 內 供 奉 中 舍 （七二四）開元一四	●陸堅 丙辰集學士 秘書監 （七二四）開元一三
●宋 度 支 郎 中 遷 遜 是 年 夏 由 （七二四）開元一四	●王明從 曾官中舍 （七二四）開元一三
●袁 年 官 至 中 舍 （七二四）開元一四	●張九齡 十 中 舍 時 階 朝 請 （七二四）開元一三
●崔禹 葉曾官中舍 （七二四）開元一四	●王言從 曾官中舍 （七二四）開元一三
●盧從愿 （七二三）開元一二	●呂太一 遷戶侍 （七二三）開元一二
●苗延嗣 原少尹 （七二三）開元一二	●張九齡 十八壬辰進階朝請 （七二三）開元一二
●張九齡 外七戊 供奉郎遷司勳員 時階朝散內 （七二三）開元一二	●韓休 遷禮侍兼知制誥 （七二三）開元一二
●陸伯玉 年前後曾官中舍 （七二三）開元一二	●陸伯玉 年前後曾官中舍 （七二三）開元一二

							官職	官府
							(A.D.年) 帝號 年號	
開元九 (七二二)	王29 明年由易從 兵事遷 侍從 是年 由給事遷 先—是年	源光裕 年遷刑侍 —蓋是	源光裕 或開元 五年遷 上一年	王21 璵—開元 十年以前 曾中舍	齊澣 左庶充編修 瀨—是年遷 名九月六日 復舊使	中書舍人 壬寅復舊	舍人	判紫微省
許30 由給事遷 景先—是年	劉令植 或明年遷禮侍 —是年	劉令植 中舍 是年三月十九 見在任	王22 塔—開元 十年以前 曾初中舍	蕭嵩 明年出爲宋刺 嵩—是年或	中書舍人 壬寅復舊	舍人	官長監	官黃門
●源乾曜	●7 源乾曜 月十五平章卯事五 為開府	●7 宋璟 二十八辛巳龍	●宋璟	●宋璟	●宋璟 名九月六日 侍中	侍中	官監	官黃門
裴漼	裴8 遷或灌 明年由左丞末	韋抗 在任黃郎兼鴻 臚—夏秋見	韋抗	韋抗	韋抗	韋抗	次黃門侍郎	官黃門侍郎
	●7 源乾曜 五月十五平章卯事五 由京尹遷辛正						門	
魏20 元十 曾官 給事 前後 開	韓休 年遷中舍 —蓋是	韓休 —蓋是	韓休	韓14 休—是年 居舍人遷中起	柳渙 舍或明年遷中 渙—是年	給事中	判	
杜21 部或 明中年 遷由 吏年	王易 中舍 是年易從 —是	王易 中舍 是年易從 —是	王17 易 是年 中遷 功	李15 處直—開 元中會官給事	韋12 銑—開元 中會官給事	給事中	給事中	省
元22 元光 (或 二年 曾官 前後 開	張少 京尹 —後終	張少 京尹 —後終	張18 少 部或上 年遷由	李16 中會官給事 中—開元	盧逸 初會官給事 逸—開元	給事中	給事中	官
許 見月 是年 年在 遷任 中舍 先—七	許景 見月 是年 七日丙辰 先—九	許景 見月 七日丙辰 先—九	許19 景 年或給事 遷給事 年明春				給事中	

														官職府		
														(A.D.年)號		
開元一四	(七二五)	開元一三	(七二五)	開元一二	(七二四)	開元一一	(七二三)	開元一〇	(七二二)	寇泚	寇泚	舍人	中書人	判官	中書省	
封41 官中葉希顏 中舍或後期曾 開元		寇泚 三甲戌正月十 冬朝見在任時階 遷議兵侍						寇泚 遷中舍蓋是年許 景先				舍人	中書人	官	中書省	
●源乾曜		●源乾曜 仍辰一月兼左丞 遷中相王十		●源乾曜		●源乾曜		●源乾曜		●源乾曜		●源乾曜		●源乾曜	長官	門
李嵩日丁未 見在任	嵩初由兵侍	李12 遷明年初由兵侍	王丘十五王子出爲	懷刺使 丘十六月二	王10 明年春秋由右丞	韓任三月遷大御 丘王子見在	韓思復十二月 上春冬或	韓9 入或上時年由 灌上年遷大御 思復一是年或	裴上 灌一年遷大御 思復一年或	裴上 灌一年遷大御 思復一年或	裴上 灌一年遷大御 思復一年或	黃門侍郎	次官	官	下	
●杜暹同遷平 檢五章校事黃 九郎入月		●杜暹	杜暹節都兼護安 度檢給事甲等西 校事副黃起子三 使矯副黃起子三 西大郎復由月	11	陸堅年遷中舍	陸堅由起居舍人	陸25 五月修書學正	魏恬傅鄭 一後終頴王	魏恬一後終頴王	魏恬傅鄭 一後終頴王	魏恬傅鄭 一後終頴王	黃門侍郎	官	判	省	
劉28 或晁明一年曾 官年								杜暹免上 年丁憂一是一年	杜暹免上 年丁憂一是一年	杜暹免上 年丁憂一是一年	杜暹免上 年丁憂一是一年	杜暹	給事中	給事中	官	
李29 後事前斂一開 出爲博刺				李27 遷任年昇期見 少衛尉年或明	裴子終岐王府長	裴子餘	裴子餘	裴子餘	裴子餘	裴子餘	裴子餘	裴23 元子官給事前 十年餘開	給事中	給事中	省	
褚秀後年御 終常刺約是		褚秀	褚秀正拜給事	褚秀月十三己亥	褚秀十二	褚秀年或事明 時階是	褚秀年或事明 時階是	褚秀年或事明 時階是	褚秀年或事明 時階是	褚秀年或事明 時階是	褚秀年或事明 時階是	李24 官瑱官給事前 後會元	給事中	給事中	官	

	(七三〇) 開元一八	(七二九) 開元一七	(七二八) 開元一六	(七二七) 開元一五	(A.D. 年) 帝號 號	官職府
蕭嵩		●7 蕭嵩—六月 仍品甲戌 階遙爲兵由 銀河尚兵 西兼尚 節中同 度令三五			令	長官
					令	中官
	●10 裴光庭—六月 章寅九卯八章事 事換月兼大黃 郎十郎同七平甲 侍遷十五甲戌 中郎同由平兵 己出爲	李元紘 李元紘 曹刺	李元紘	李元紘	侍郎	次官
					侍郎	官
席豫		席豫	席豫—是年或明 年遷中舍	44 趙冬曦—是年或明 年徙少太僕	舍人	書
鄭少微	49 由吏部郎中遷 是年或明 年遷禮侍	宋遙 御丞	宋遙	44 宋遙	舍人	判
王丘	50 年由 兼知制誥 前左承 遷右是年 或明	盧奐 年換御丞	盧奐—是年或明 年遷中舍	45 袁暉	舍人	省
裴寬	內司是六 供郎年中 奉中或西 兼明見 侍御轉任 史左	裴寬 月由河 官入遷 西節度 判	裴47 裴寬—是年 六月七	李46 李訥 (或十三 曾官中舍 四年)	劉昇 朝散 後終右庶 丁酉見在 正月二十四 時階	官舍人

			(七三二) 開元一九
			蕭嵩——是年二月 兼集學知院事
		●蕭嵩——七月六日 丁未見在任時階 如故十二月三日壬申 遷吏尚仍兼中令 稍原階銀青此時或令 進階金紫	(七三一) 開元一〇
●8 張九齡 充七丁青學同十八 河月亥知平八齡 南二見五院章戊子 開十在五月事由 稻五任二進遷由 田甲十階仍中 使申七銀集侍二	●蕭嵩——六月二十 丁未見在任 階已十二月二十一 金紫爲右丞相四時丁	(七三一) 開元一一	
●12 張九齡 嚴挺之 令二張九齡 未或明 守兼左 年承遷 史年	●張九齡 平起復事遷 章復事中 十四郎丁十二 同己免 是階學兼 正副知檢 校兼七齡 年秋詰 院詰中知 癸事郎制 已五時集 仍詰由月	11 張九齡 平起復事遷 章復事中 十四郎丁十二 同己免 是階學兼 正副知檢 校兼七齡 年秋詰 院詰中知 癸事郎制 已五時集 仍詰由月	●闕員 五月六日丁未
	●亥闕員 五月二十七丁		●闕員 七月六日丁未
●徐安貞 時階工未朝 校工未朝 侍明見 年遷	●徐安貞 供奉年遷 中舍十 四丁內 見在任 是年或 上安貞 一五月 時階丁亥 見在任	54 梁昇卿 十一辛酉 (或稍 後)貶莫刺	●梁昇卿 一年遷中舍 是年或 上安貞 一五月 時階丁亥 見在任 是年或 上安貞 一五月 時階工未朝 校工未朝 侍明見 年遷
●裴敦復 月二十二乙酉 見在任 是年正	●裴敦復 時階郎年初 由檢校 或是年 復上 年未 見在任 是年正	55 鄭少微 遷少鴻臚 約是年 誥	●鄭少微 遷少鴻臚 約是年 誥
●徐橘 中舍見在任 年供奉遷	●王丘 月換大御 王丘——三月 或四月 換大御	●王丘 丁未見在任 知制誥	●王丘 王丘——七月六日 丁未見在任 知制誥
●王敬從 上年末由給 事年遷	●盧絢 盧絢——上年八月 至是年秋以前 間換御丞時 階朝議郎	●盧絢	●盧絢 盧絢——蓋是年 由吏部郎中遷

							A.D. 年 號	官職 府
							開元 一八 (七三〇)	官人
陳希烈 見在任中 舍兼 集學	郎或明年 遷由吏部 中希烈—是年	陳48	封希顏—後官 至吏侍	舍人	中書	中書省	開元 一六 (七二九)	官人
張均 免丁父 戊申 月 均 夫約 月見在任 是年階中 大	張均 是年三	張均	中明遷年 由主爵郎 均—是年或	舍人	官人	官人	開元 一五 (七二七)	官府
青宏 丑四遷御 學兼黃六 時吏十兼平 郎日庭 階尚一大章 銀充乙御事 大卯正	裴 月仍同黃六 光 時吏十兼平 郎日庭 階尚一大章 銀充乙御事 大卯正	源乾曜 罷爲左丞相 戌	源乾曜	侍中	長官	門官	開元 一七 (七二八)	門
李嵩 入遷太常	李嵩	李嵩	度原以北 尹充太年	黃門侍郎	次官	下官	開元 一八 (七三〇)	次官
裴 大遷月六 御侍光 中日庭 仍辛正 兼卯正	裴 章兼事大 寅月二 事大換御 中十 御黃同郎 同郎平七 平仍章兼 甲九	刺王九郎 子月同戶十 出二平侍五 爲十章遷甲 汝五事黃 庚六	杜遲 史爲十五 荆大督 長出	杜遲	黃門侍郎	給事中 判	開元 一九 (七三一)	給事中 判
崔35 郎中 翹— 由者 選功是	嚴挺 出年六月 登月以 刺前	嚴30 功年春之 郎中夏由 考	劉晃 (少)太常 終	劉晃	給事中 給事中	省	開元 二〇 (七三二)	給事中 給事中
劉形 吏侍 後遷	劉形 十一月 見在任	劉形 年遷給事 蓋是	韓朝宗	韓朝宗	給事中 給事中	官	開元 二一 (七三三)	給事中 給事中
薛侃 見在任 年六 己酉月	韓朝宗 事知或 吏部後 選一	薛33 年遷給事 蓋是	韓朝宗	韓朝宗	給事中 給事中	官	開元 二二 (七三四)	給事中 給事中
馮紹烈 冬秋御 丞見在任 月秋冬 十是	馮34 郎是紹 年遷給事 烈—約	馮34 郎是紹 年遷給事 烈—約					開元 二三 (七三五)	

(七三一) 開元二 一 九	(七三二) 開元二 一 九	(七三三) 開元二 一 一	(七三四) 開元二 一 一
盧58 遷中舍 治約是年 是年	陳希烈 學檢 後代院 事張九齡副 散侍講工七 時仍舊朝集 月	陳希烈 崔翹 朝議給事 遷時階年	陳希烈 見在集學 (或三月)
崔翹 卸 後遷僕侍 約是年	崔翹	崔翹	
裴耀 職蓋任七 使都淮平子月 九月丁五進使河 亥月階遷南事黃 龍見二銀仍轉充郎 使在十青充運江同戊 五	裴光庭 薨 月七日乙巳	裴光庭 吏日蓋光十一 尚壬十祿庚一 申月任日庭 卸月兼三 陪十未七	裴光庭
陳希烈 由年未 侍或烈 遷明一 年是 丁五月 玄闕二員十七	裴耀 階禮子月 銀遷十卿 青侍十卿 中八一 進戊五	裴耀 中運江章遷勾丁二 大都准事黃當由 夫使河弘郎轉由 時南學同運京十 階轉充平事尹四十	韓休 階檢四十同右十 銀校丁二平丞六 青工已月章遷甲 尚寵二事黃寅 時爲十郎由月
李 階禮二林 銀尚十八甫 青同八甫 三戊品子五 進遷月	李 是遷間未間月 時檢至至 階校由明或十 正黃吏年是二 議郎侍初年月四	夏38 出二是在遷是侯 爲月任年給年 瀘或二事或鉢 督稍月上蓋 後見	崔翹 階朝議 年遷中舍時
王40 朝內在十是遷劍二昱 請供任七年 奉給丁五 時事亥月 階・見二入由年	蕭39 中(?)未華 司明遷動年 郎初年	元37 在十是吏年彥 任一年部或 辛九郎上沖 酉月中年 見二遷由是	薛侃 韓刺 後官至左丞 是朝宗年 出爲許約
蕭徙華 少太常 一年	元彥 是年沖 出爲襄約	王敬從	王36 是敬從 年遷考功 由功約
李43 是吏年彭 年部或 遷郎上 中中年 舍遷由是 上	劉42 訪刺是吏年日 年部或政 江南遷中年 採潤遷由上	王敬從 初年未或明 從明年是	

					(A.D. 年) 號	官府 職位
					長 令	中 官
					令	次 郎
李林甫 西隴 賢 右節度 十八 仍兼中 大學士 度時兼 領河集 月二 九 開元 七 (七三九)	李林甫 州領河西 五月十八 右節度 己丑遷 尚	李林甫 十三壬辰 正月二 右節度 庚辰封晉 凌遙	李林甫 日庚辰 十一月八 封晉國公	李林甫 二十七壬寅 十一月 尚同三品爲 兵尙 兼中令	張九齡 右丞相時階 十一月 金紫寵爲 月	張九齡
徐安貞	徐安貞 任十二 戊午見 十八月	徐安貞 月十五丁 壬午共九 見在任	徐安貞 是年或上 學集學由檢 時階仍充工 大集侍年	嚴挺 見在任 壬寅出爲洛 刺史 十一月二十 七	嚴挺 之十一七月 在任 十月見在任	侍郎
達奚珣	達奚珣	達奚珣 朝議 上年遷中舍 時階	達奚珣	達奚珣	達奚珣 知制誥 方郎中兼試 約是年	舍人
韋陟	韋陟	韋陟	韋陟	韋陟 年由吏部中遷 上或上	裴敦復 明年卸 約是年或 徐嶠蓋 明年徙	舍人
賈登 給事 遷時階 上年由 蓋 65	呂向 舍翰林供奉 侍出院 中	呂向		呂向 年由翰林供奉 舍 事遷中明 61	少大理 徐嶠蓋 明年徙	舍人
梁涉 遷年初 時階朝請 上年或 66	李彭年 徒少太僕 約是年	任 同時階朝請 年十一月見在	李彭年 十二年 開元二 年由給事遷 中散 充京畿採訪 王敬從 敬從 或明年初換 探訪進階永 64	王敬從 充京畿採訪 探訪進階永 是年 初換御永 是年	王敬從	舍人

(七四〇)	開元二八	(七四一)	開元二九	(七四二)	天寶元
官府	官府	官府	官府	官府	官府
李林甫	李林甫	右相	右相	右相	右相 更名 二月二十丙申
徐安貞	徐安貞	中官	中官	中官	左僕射 尋尚右節度 進集僕仍 時兼二十進 階停 光相辰光祿 吏遷祿
達奚珣	達奚珣	書	書	書	是共四月 見在任八月 甲申、丙戌 侍蓋太中 中見在
李69	韋陟	判	判	判	功部員外郎 試知制誥 玄成 是年 由
孫逖	孫68	省	省	省	是復爲 月年 見五月 在任 或十
梁涉	梁涉	官	官	官	是年 月 中舍 關是年

														官職府	
												帝號・年號			
(七三九)開元二十七		(七三八)開元二十六		(七三七)開元二五		(七三六)開元二十四		(七三五)開元二十三		(七三四)開元二十二		(七三三)開元二十一		官職府	
孫逖 月丁父憂免 是年四月 苗晉卿—是年 權知吏部選事	孫逖	孫逖	孫逖 遷夏由吏部郎中 是年春	62	盧怡 明年換御丞	舍人	判人	中書	中書省	舍人	官人	舍人	官人	長官	門官
牛仙 度朔兼丑月二 方侍遷河中兵十 客東遙尚尙客 節仍亥正	牛仙 度卯二領正月六 兼月朔拜六月客 河十方侍日客 東七節中乙正	牛仙 辰封銀青在庚 國八日公庚	牛仙 午見在庚	10	裴耀卿 時陪相仍金紫 度仍知工十一領 門尚一十	裴耀卿	裴耀卿	侍中	侍中	侍中	侍中	侍中	侍中	次官	門下
陳希烈	陳希烈 午見在壬任王閏	陳希烈 午九月九共見在 壬未二辛七	陳希烈 月九月九共見在 壬未二辛七	陳希烈	陳希烈 部或橙上年由吏 中遷是年爲	黃門侍郎	黃門侍郎	黃門侍郎	黃門侍郎	黃門侍郎	黃門侍郎	黃門侍郎	黃門侍郎	給事中	給事中
李憕	李憕	李憕	李憕 部或橙上年由吏 中遷是年爲	李45	韋恒 太常時從朝少 年	韋恒	韋恒	韋恒	韋恒	韋恒	韋恒	韋恒	韋恒	給事中	給事中
褚廷 申見在十七庚正	褚廷 遷是年時階大 議諫蓋	褚廷 是年時階大蓋	韋恒 太常時從朝少 年	48	韋恒 太常時從朝少 年	韋恒	韋恒	韋恒	韋恒	韋恒	韋恒	韋恒	韋恒	給事中	給事中
趙50 吏年安 部或明 郎貞 中年遷 由是	賈登 階朝請 年遷中 舍時約	賈登 事或登 上年遷 給年	賈登 —是年 給年	46	呂向 供奉 舍翰林遷中 院	呂向	呂向	給事中	給事中	給事中	給事中	給事中	給事中	給事中	官給事中
				劉49 事後期會官給		郭47 二疊 前後二十 一年開 會官年代元									

二 尚書都省・六部の長、次官年表

		官職・ 帝號(A.D.年號)	
		左僕射	尚書
		右僕射	書
(七一三)先大二 開元元 〔十二月改〕	玄宗 〔八月七日甲〕	○韋安石 貶蒲刺史 八月十日庚 〔子即位〕	○竇懷貞 八月十一日庚 〔大改〕
左丞相 寅十二月一日庚 兼侍中 同品目 九月同日庚 十月五日乙丑 〔十二月改〕	○竇懷貞 八月三日庚 〔玄宗〕	○竇懷貞 八月十一日庚 〔大改〕	○竇懷貞 八月十一日庚 〔玄宗〕
左僕射 更名相 十二月一日庚 〔十二月改〕	○劉幽 日甲子誅 八月二日庚 〔玄宗〕	○劉幽 日庚戌申或 十六日癸亥 〔玄宗〕	○劉幽 日乙亥由左 大僕仍同三 品遷右僕同 三品
右丞相 更名相 同月日與左 〔十二月改〕	○張說 乙亥遷檢校 中令 〔張廷珪是年 以禮傳兼判 時階正四品 史校由七日選 遷雍吏州待稍 用長檢後〕	○張說 蓋是年八月 分司東都 〔張廷珪是年 以禮傳兼判 時階正四品 史校由七日選 遷雍吏州待稍 用長檢後〕	○張說 蓋是年八月 分司東都 〔張廷珪是年 以禮傳兼判 時階正四品 史校由七日選 遷雍吏州待稍 用長檢後〕
盧藏用 丁卯流嶺南 〔玄昇任〕	○蕭至忠 正月古 〔蕭至忠〕	○蕭至忠 正月十一日 〔蕭至忠〕	○郭元振 六月二日辛酉 〔郭元振〕
史校由七日選 遷雍吏州待稍 用長檢後	○魏知古 乙亥遷尚 史監門 東攝以 盧從愿	○魏知古 乙亥遷尚 史監門 東攝以 盧從愿	○畢構 並曾年 始忠任 〔畢構〕
李盧懷 東知黃懷 都古郎久 事知以隱 部刺史 選兼多朝 都古郎二月 選分與月慎 事知魏以 更絳事知 魏以	○崔知 甲七入大 雍子月遷督 州兼三長 由用史荆	○崔知 乙亥遷尚 史監門 東攝以 盧從愿	○郭元振 六月二日辛酉 〔郭元振〕
姚王李鍾 階遷由班 金戶賓 中康同親 月青尚中 郎復冬復 拜九拜階 中康同親 月青尚中 郎復冬復 遷申月 月子月任 月誅三日 夏轉金在 和逢堯 貶朗州司 馬	○吳道 曾是道 官年前 侍後	○魏知 中庚八月 仍品右司 遷蜀月 同戶同三 品尚三品 侍後	○馬懷 大年或 年轉少 〔馬懷〕
李盧懷 東知黃懷 都古郎久 事知以隱 部刺史 選兼多朝 都古郎二月 選分與月慎 事知魏以 更絳事知 魏以	○李衡 甲七始晉 事不時月 久階見京 入由八月 遷蜀月 同戶同三 品尚三品 侍後	○李衡 甲七始晉 事不時月 久階見京 入由八月 遷蜀月 同戶同三 品尚三品 侍後	○岑羲 中癸未月 同未月 遷十三品 侍五品本 正
王堯 月子月任 月誅三日 夏轉金在 和逢堯 貶朗州司 馬	○鍾紹 入庚戌月 遷十三品 尚三品 侍後	○魏知 中庚戌月 同戶同三 品尚三品 侍後	○岑羲 乙月二十 日同未月 遷十三品 侍五品本 正

		(七一五)	(七一四)	(七一三)	官官職			
		開元三	開元二	開元一	左丞相			
		(七一六)	(七一四)	(七一三)	右丞相			
源乾曜 平章事 四十丙申 遷黃郎同	十一月二	崔 遷泰 御明 水年 遷正 時階 是年 春議 夏或	源 乾曜 出爲 冀刺 十二月 由左	韋 玢 換大 理初 示正 兼判	陸 餘慶 開元 初四	張 廷珪 以詹 事兼 判開 元初由	張 暉 是年八 月	左 次 都 部
倪若水 刺河南 十四辛未 南探訪 出爲汴	十一月二	張 暉 是年或 上	劉 知柔 上銀 青從 年正 月由 紫	故 是階 年銀 青從 徒鴻 臚階 如	劉 上銀 年由戶 侍遷時 故是階 年銀青 從鴻臚 階如	右 丞	省 官	
朱 環 日 十 吏 丙 正 懷 青監 尚刑 時兼 尚己 階黃 遷亥 閏寵 兼九	十二月 己卯 正月 庚午 正月 九	○ 校門 癸卯 懷 吏兼 尚檢 黃十	○ 刺年任 左遷常 見在	○ 崔 日 見用	○ 刺年任 左遷常 見在	尚 書	吏 部	
姜晦 由兵 待遷 是年	十一月 庚午 正月 戊辰 正月 五	盧 從愚	盧 從愚	盧 從愚	盧 從愚	侍 郎	六 部	
李朝隱 刺五朝 貶滑		李朝隱		李朝 是年正 除		侍 郎	部 (度支鹽運等使附)	
崔 黃是 泰癸 郎年 同如 轉十 階尹冬 年故 詹月 銀入由 或上 遷多之 卒十 事以青 遷河上 由一 階病 時南年 是		尹 工蓋 是年貞 換		尹 御遷 年卒 由大	姚 班 一年貞 是	尚 書	戶 部	
		馬懷 故 年從 光祿 階		馬懷 素 年由刑 青侍遷	馬懷 素 年由刑 青侍遷	侍 郎		

(七二三)	先天元 〔十二月改〕	辰改 八月七日甲	玄宗	太極元 〔五月十三辛〕	延和元 〔己改八月三日庚〕	子即位 〔八月三日庚〕	先天元 〔八月七日甲〕	七二二	太極元 〔己改五月十三辛〕	官職府	帝號A. ・D. ・年號	侍郎	戶部
劉 是知 大是入 知是入 年遷督 年遷督 柔長由 史刑明 青丞	李 使陝陝十 傑發州刺 例書朔僅 以陝水充 不其充刺連按使陝陝十 後書兼以陝水充以	薛 六稷保前 稷七徙少 月一	薛 在六紫時兼遷山是上任 稷隨昭禮工年年見 金學尙尚冬或	崔 韋都任泰 抗分年遷 司見之兵 東在侍是	崔 韋都任泰 抗分年遷 司見之兵 東在侍是	薛 郭九軍爲月 回大甲一時 大朔四元卒 秀總方日秀 管道辛一後 未七右十策 總遷朔一秋	李 郭九軍爲月 回大甲一時 大朔四元卒 秀總方日秀 管道辛一後 未七右十策 總遷朔一秋	尚書	禮部	度支鹽運等使	度支鹽運等使	尚書	禮部
左是接洪正 廷左開泰 丞年察督 兼入江月珪 判遷西由一遷	張 崔左是接 洪正廷左開 泰丞年察 督兼入江月 珪初之判 遷西由一遷	姚 郭十崇同十崇 元卯十元天 秋品以月元 軍爲階寅二 一同刺四一之 月三入甲行大 新十行大官日 振管爲二金充 管尚十同辛一 校令三名兵由 月名癸大爲三 丑六	郭九軍爲月 回大甲一時 大朔四元卒 秀總方日秀 管道辛一後 未七右十策 總遷朔一秋	李 郭九軍爲月 回大甲一時 大朔四元卒 秀總方日秀 管道辛一後 未七右十策 總遷朔一秋	李 郭九軍爲月 回大甲一時 大朔四元卒 秀總方日秀 管道辛一後 未七右十策 總遷朔一秋	尚書	兵部	尚書	兵部	尚書	兵部	尚書	兵部
諸旋時壬十崇十尚同十崇 軍爲階寅二一 大都金兼月 使檢紫十二校 令三名兵由月 名癸大爲三丑	韋 抗遷丞年抗 兼山禮右侍 御是	蕭 蕭辛六遷酉 月二至由蒲十 忠刺入辛一二 刑	蕭 蕭辛六遷酉 月二至由蒲十 忠刺入辛一二 刑	蕭 蕭辛六遷酉 月二至由蒲十 忠刺入辛一二 刑	蕭 蕭辛六遷酉 月二至由蒲十 忠刺入辛一二 刑	尚書	刑部	尚書	刑部	尚書	刑部	尚書	刑部
通舍一年灌 議遷月末一階 中十是	裴 通舍一年灌 議遷月末一階 中十是	趙 李大酉十由年 歲大彥致日 晉朔十御昭 方九遷道己 秋是	李 李時一秋管 道同換辛六 年日階月或行 未始知金遷十 紫兵尚十是	蕭 蕭辛六遷酉 月二至由蒲十 忠刺入辛一二 刑	蕭 蕭辛六遷酉 月二至由蒲十 忠刺入辛一二 刑	尚書	刑部	尚書	刑部	尚書	刑部	尚書	刑部
舊是懷東爲春 事年按蒲夏行 兼以素察刺謀 判少河出一	馬 程東爲春行 按蒲夏行 兼以素察刺謀 判少河出一	蘇 姜庚同進監 申月皎中辰月 階遷由十監復 十銀工殿一轉 九青尚中王七	程 史宋侍少年 主兼監由謀 府檢遷少一	蕭 蕭辛冬年稷 階遷或一金禮 上是	蕭 蕭辛冬年稷 階遷或一金禮 上是	尚書	工部	尚書	工部	尚書	工部	尚書	工部
階知遷約進常 銀制中七階遷 青誥郎八銀工 時兼月青侍太	蘇 姜庚同進監 申月皎中辰月 階遷由十監復 十銀工殿一轉 九青尚中王七	蘇 蘇時春冬轉 階遷或正右明 議承年由年黃 或郎上	蘇 蘇時春冬轉 階遷或正右明 議承年由年黃 或郎上	尚書	工部	尚書	工部	尚書	工部	尚書	工部	尚書	工部

		(七一六)	(七一五)	(七一四)	(七一三)	官官職府
						帝號A. ·D. 年年 號
任	崔皎 一月見 在十		源 如遷明十兼階少年是乾 故左年二御正監由年 丞正月丞議遷少或曜 階月或 旋時府上	王 察刺旋進入河年是志 本出階遷南由年 道爲銀戶按汴或脩 按魏青侍察刺上		侍郎 戶部
						度支鹽運 六
				李 不其充以運南へ運南尹遷閏傑 書朔僅尹使水拔使水充河二傑 後書兼例陸河 陸河南月		尚書 禮部
	鄭 轉賓惟 客年忠	見十一 在任月	鄭 見一惟 在任年忠	鄭 階御初 銀遷由開 青時大元忠		侍郎 侍郎
				馬 蓋侍侍詹是慶 兼事年議郎個或 卸判以素時月前珪 禮刑少階遷後		尚書 兵部
	姚崇 爲十閏在六 開七十任 府己亥 正月		姚崇	韋 月見在任十 任迄灌冬見 在夏	姚崇	尚書 侍郎
	姜晦 年遷 吏侍 裴漼		韋 當年 遷由 少太 是青庶是	韋抗 抗一 裴漼		侍郎 侍郎
	宋李 監吏十閏京遷月 時尚七十留刑由 陪兼己二守尚廣 銀黃亥月 充督 青門遷二 西入二 卒二父 除在 階任十是 如月年		李 故旋共三 正見月 除在 階任十是 如月年	薛 趙 都同金 尚紫郎 時年出 留守爲 階檢 銀校 青刑制	薛 趙 都同金 尚紫郎 時年出 留守爲 階檢 銀校 青刑制	尚書 刑部
			崔 刑宗蓋玄 侍世中 官宗祇 至玄	馬 故戶是侍 又禮銀是 待年 階又 如遷	馬 故戶是侍 又禮銀是 待年 階又 如遷	尚書 侍郎
劉	守充在十 任東工 都尚月柔 留兼見	劉 北在十銀 安任一青 撫充月 使河見	尹 旋尚是 致換年 時由柔任 階鴻	魏 時一正知 階甲月 由貞銀辰 戶青卒十	魏 魏 爲工黃十 尚門五	尚書 工部
	蕭 官蓋元 至開工元嘉 侍初		桓 官開蓋臣 工元中 侍初宗範 曾至	姜 夏見在任 春		侍郎

(七二一)	開元九	(七二〇)	開元八	(七一九)	開元七	(七一八)	開元六	(七一七)	開元五	(七一六)	開元四	(七一五)	開元三
										左丞相	長官	尚書	官職
										右丞相	宮丞	都省	帝號
										左丞	次官	吏部	·D.
										右丞	司馬	戶部	年號
										盧從愿	盧從愿	裴淮	A.
										倪若水	倪若水	宋璟	D.
										時卒	時卒	宋璟	年
										見在任	見在任	宋璟	由
										暮容珣	暮容珣	魏任	工侍
										月十九戊申	月十九戊申	奉是年多見古約	遷
										裴淮	裴淮	王丘	兵侍
										申見在任	申見在任	朝遷散時由丘階禮蓋侍七	見任
										崔泰之	崔泰之	崔泰之	怡正月見任
										楊滔	楊滔	王怡	度支鹽等使附
										見在任	見在任	見在任	

(七二四) 開元一二	(七二三) 開元一一	(七二二) 開元一〇
蕭嵩——是年轉兵侍	源光裕——一月見在 任是年從大理 蕭嵩——十一月二十 六戊子見在任	源光裕——由戶侍選
王丘——春秋遷黃郎 或上年	王丘——五月見在 任	王丘——是冬或稍 前由吏侍轉
裴漼——日十二月辛酉見六閏	裴漼——九月太歲 品兵九階尚同御 由銀原吏由 御——如同亥二青 遷夏故三遷十 時兼事正	
李元由——督子月易 元長出從 兵紘史爲十 侍——揭五 遷是大王六	楊滔——易年從 由兵侍約	楊滔——是年 蓋或上年 見由戶侍任 多見在任
許任蓋爲銀任約 韓景襄時思 年先刺旋階年復 始——出蓋始	崔琳——一月見在 任十	○陸丞王丘——是 事知冬以先 更部戶先 選尚
○張刺七大戶幽或是 月督尚刺上年嘉 貶長兼入年春貞 台史益遷由夏	○陸尚——是年換刑	○陸部冬任丁七尚 選兼事春亥見在 知吏見十八月 或上工
○徐由御丞——是 年知仁——是 見在任年		強循——是年 初見在任

(七二二) 開元九		(七二〇) 開元八		(七一九) 開元七		(七一八) 開元六		(七一七) 開元五		帝號A. D.年年號 官職府	
源 刑約光 侍是裕 由田				倪 丞是若 遷水右		倪 若水		倪崔 入河年是若 遷南由年採汙或水 訪刺明		侍郎	戶部
○蘇頌		○蘇								度支 鹽運等使	度支 鹽運等使
崔 劉 由亥月 遷年是令 中見十一 舍在一中或植 遷任丁六 舍上		王 月 遷 更 侍 丘 一 七	任 七 月 見 在	任 戊 三 階 申 見 十 散 遷 前 在 九 時 由 三	王 丘 中 月 朝 舍 以 見 十 散 遷 前 在 九 時 由 三			裴 茂 至前初 禮後或開 尚官稍元宗	崔 茂 階轉七判秘知汚 朝左年大書何 散庶稍理少時 進前遷監由不	尚書	禮部
張 王 同度長檢右十 說午九仍唆 三入史校羽九 品遷天并林癸 兵兵大將亥九 尚節督軍由月 是丙年		王 俊 階軍尚由 銀大復大御 青總充御遷 管朔時方兵								尚書	兵部
		李 出遷年蓋十 爲蒲刺 尚六年 御七稍隱 丞八前						楊 官五六 兵滔 侍一年 曾蓋	侍郎	兵部	侍郎
魏 卒八 於年奉古 兵稍侍後						盧 兵前蓋弘 侍後開官元 慎至初	裴 年遷吏是 漼一侍		裴 漼一侍	侍郎	部
王 未志 西京留本 官守充冬		王 志愔		王 志愔		王 志愔		王 月 遷大督 長前憎 青入揚七	尚書	刑部	部(度支鹽運等使附)
源 又含年約光 遷遷間八裕 戶刑由九裕 侍侍中十									侍郎	工部	
○陸 任蓋象 劉 是知 年先如 柔始 故賓		劉 知柔		劉 任四 階如柔 故在		劉 南乙九月 安未撫充四柔 使河日	劉 知柔		劉 知柔	尚書	工部
王 曾十元均 官年初 工前葉 侍後蓋 陳 爲遷由充工少元憲 浦工少督侍大初 刺侍衛後出理葉 出尉又爲遷由開						呂 太任是延 儀蓋見祚 遷由少在	盧 年是刺年 遷冬年見 左或由或 承明豫上		盧 從 願 豫上	侍郎	

(七二四) 開元 一二一	(七二三) 開元 一一一	(七二一) 開元 一〇一
白知愼	呂 侍後蓋太 會十官年一 戶稍	源 丞是光 年遷裕 左
如當御己月是等庸勸當御以 故諸丞亥十年使地農括史後九 文使勾遷二八稅租戶勾以年融 字		
○蘇頤	○ 史旋史大兼或蓋 卸督知明是頤 長益年年	○蘇頤
鄭韓 是溫號壬月休 年刺子一 始琦出十 任爲五六	韓 月見在二 任	韓 兼中是休 知舍年制遷末 由蓋
	● 刺九方六進河北節己五階尚由二 庚二月階西河度丑月銀同吏十 申月出金兵東兼充二青三尚九 貶二巡紫馬隨知朔十品遷癸四 斬十朔使右河方五時兵亥月	● 張 王 令癸四兼二說 亥月中十正二令七十二拜十癸 亥月中九亥月
蕭王 轉嵩由 左是 丞	王 吏約易 侍是從 遷	王 遷後約易 由是從 舍前
寇李 由泚侍是元 中舍年遷紘 遷多更	李 侍年是元 遷蓋年由或紘 工上	
韋抗	○ 韋同年由先 由大抗丁年尚 遷是慶尚是 年免換	王 驚怖卒已卯九
	崔任二元 月見同在	
盧從願	盧 守充進郎初未是從 東階遷間至三 都銀工由三二 願留青尚中月月	陸 崔工前開泰年春 尚後元遷夏象 官十之戶或先 至年尚上
	李 兵約元 侍是年紘 遷	李 少約元京 尹年紘 遷由

(七二七) 開元一五		(七二六) 開元一四		(七二五) 開元一三									
源乾曜		源乾曜		源乾曜 十一月 由左丞相仍兼侍中遷士王辰		左 丞 相		尚 書		官 都		官 省	
○張說 乙巳致仕 一一月二日		○張說 庚申停兼中令 一一月十二		張說 十一月十 右丞相仍兼中令遷士王辰		右 丞 相		官 都		次 丞		都 部	
王丘		王丘 正二月或上 知吏部選事遷刺史分上		楊承 一二月亥由左丞出爲二十 袁仁敬 年見在任		左 丞		都 部		次 丞		省 官	
韋虛心 葉蓋十五六年會中 官右丞		齊澣 上正二月或入明年遷刺史 冬由汴或上		裴漼 一二月壬寅至十 任不見至十在明		右 丞		省 官		左 丞		六 部	
○宋璟		宋璟 銀賓是在任 青客時未轉 東以尚開府行 冬		裴漼 一二月壬寅至十 任不見至十在明		尚 書		吏 部		尚 書		六 部	
蘇晉		蘇晉 汁蓋御年欽 刺是丞或緒 戶侍遷冬由 冬		蔣 王賈崔崔徐盧 虛文從 上丘曾心汚琳融堅愿抗頤 十甲以 鎔戌上十人懷刺大刺史蒲御右工刑禮 選各十人懷刺大刺史丞騎尚尚 事事以人懷刺大刺史督長史		李 元紘 中轉戶夫進階春		李 元紘 中轉戶夫進階春		尚 書		部 度支鹽運等使附	
齊澣		齊澣 由右丞遷冬		○王 方七年始任 解節度領朔		許 景 爲一月乙亥先 出十		許 景 爲一月乙亥先 出十		尚 書		戶 部	
○王晙		宇文融 月文融魏刺 左遷二		宇文融 字文融華年 以御丞兼庚申 刺冬末月		楊場 一二月亥由上 正月六庚申刺 冬末月		楊場 一二月亥由上 正月六庚申刺 冬末月		尚 書		戶 部	

(七二八)	(七二九)	(七三〇)	(七三一)	(七三二)	(七三三)	(七三四)
源乾曜	源乾曜 五甲戌停兼侍中 八月二十七乙酉 進相學仍知院遷右丞左特侍中	○張說 申酉正月六日 辛卯二月廿八戊			員七月六日丁未闕	開元一〇
王丘一七月丁父憂 免官至左丞	趙昇卿一開元中葉	韋虛心一十四年至 二十年間曾官左丞	宋璟	宋璟	○宋璟 丁未見在任 七月六日	○宋璟
		韓休 由工侍知制誥遷秋	韓休	韓休	裴光庭 階充中乙四月 銀宏兼丑月 青學吏以十 時尚侍一	韓休
		○宋璟 乙酉二十七右 丞相遷右	蘇晉	蘇晉	裴光庭 出爲汝刺 史春夏	裴光庭 許景由工或先 侍卒
		齊澣 丁巳九月 時良九	齊澣	○王晙	蘇晉	蘇晉
		○王晙	○王晙	○王晙	劉彤 未見在日 任丁七	韓部給後是朝 選事一年宗 事知年或宗 吏以前
		○王晙	○王晙	○王晙	杜尹 原一月卯 遲卒九月 遷由太十 日己八	○王晙
宇文融 月文 汴丙寅月 兼魏刺 史同校 復七甲 仍寅正	宇文融 月文 汴丙寅月 兼魏刺 史同校 復七甲 仍寅正	裴耀卿 宇文融 月文 汴丙寅月 兼魏刺 史同校 復七甲 仍寅正	裴耀卿 宇文融 月文 汴丙寅月 兼魏刺 史同校 復七甲 仍寅正	裴耀卿 宇文融 月文 汴丙寅月 兼魏刺 史同校 復七甲 仍寅正	裴耀卿 宇文融 月文 汴丙寅月 兼魏刺 史同校 復七甲 仍寅正	裴耀卿 宇文融 月文 汴丙寅月 兼魏刺 史同校 復七甲 仍寅正

								官職府	
								帝(A.D.年號)	
(七二七) 開元一五		(七二六) 開元一四		(七二五) 開元一三					
		蘇 吏由晉事郎丁四月元 侍戶同已遷九月 遷多章中日		李 階轉春爲年正月 中戶由元刺冬月 大侍吏紳史未或慎 夫進侍！出上		白		侍郎	戶部
						○蘇頌		度支 鹽運等使	六
○ 卒日七 己卯九	蘇頌					○蘇頌		尚書	禮部
賈年曾 卒一 是	賈曾	賀 光是曾工蓋丁四月知 祿年遷由侍五卯章 少蓋換後九		任戊四太是知邠 午月常年見五遷由 在日少	賀鄭 爲一溫 乙月 章刺亥 出十		侍郎	兵部	
蕭青事節已十使兼嵩 尋度改月 進判領十 階涼河三 銀州西辛	蕭嵩	方校由嵩 節度尚侍是 領遷朔檢年				蕭嵩		尚書	
	蕭嵩	方兵年嵩 節尚遷度 領檢朔校是				蕭嵩		侍郎	
裴光庭	裴	少十春光 鴻二月或 臘月上庭 遷由年		李遷年夏宋乙月 黃或明一年是 刺亥出十二 爲	寇泚		侍郎	部	
盧從愿	盧	遷九月從 時階金工紫 卒八尚八	韋抗	吏五十都以 部甲二留本 銓戌月守事分 掌十	韋抗		尚書	刑部	
○張嘉貞	○張	軍刺工台八 事知尚刺九 北兼入月貞 平定遷由一	盧從	知以十紫多進 選吏本五事部 甲月十分戌二	盧從		侍郎	工部	
	賀	進旋仍學由夏知 階徙充換禮蓋 銀資集工侍五章 青客學侍集月					侍郎	部	

(七二一〇) 開元 (七三一) 開元一九	(七三〇) 開元一八	(七二九) 開元一七	(七二八) 開元一六
席 張 撫南爲由年豫使河以約數 使東鄭戶或一宣待年興 道刺侍稍巡河出前是慰充夏	席 由年 豫中或一見年 南戶是任遙 舍上遷年是明 遷年是	宋 見年遙 在或任 明年是	
李 樊 訪關開功契帥道爲一正 使內府進丹伐副河乙月 採兼階以奚元北卯十	李 樊	李 樊	李 樊 領禮節軍衛左上是 節尚度朔大金年年 度仍遷方將吾由或
蕭嵩 仍壬十二故在六月 兼申二任日丁一 中遷月時丁一 令吏三階未 尙日如見月	蕭嵩 知院事 二月兼集學年 是	蕭嵩 河中十五甲戌 河西令仍遙領 節度	蕭嵩 平正拜兵尚 章事餘如同已 月一日癸巳十一 後故同三品
裴寬 由年寬 御或明 遷年是			裴光庭 事郎甲六月 同戊平遷十 章中五
	崔隱甫 年丁憂免 左遷恩是 大御換是刺 是	盧從願 年丁憂免 左遷恩是 大御換是刺 是	盧從願 是
嚴挺 是挺入年 遷由之汴	李林甫 年遷年 吏或明 侍	李林甫 換間約 由兩 承年	
李嵩	李嵩	李嵩 東遷年 都工由 留尚太 守充常 是	○張嘉貞 二八庚辰 貞卒十
張三九 制庚八中知仍事學書三月 誥寅月大院集遷副少日間月 加二夫時學工知監由某至 知十階副侍院集秘月七		許景先 後是景 遷年或 侍稍	韓休 是丞 秋始任 年遷右約
			○張嘉貞 是休 知制誥 工前約

		帝號(A.D.年號)	
		官職府尚書	
		左丞相	長官
		右丞相	官
		左丞	次官
		右丞	省官
		左丞	都丞
		右丞	省官
		左丞	吏部六
		右丞	吏部六
		左丞	戶部六
		右丞	戶部六
(七三四四)	開元二十三	(七三三三)	開元二十一
閼員 五月二十七丁亥		○宋璟 十五戊子致仕 十一月二日 兼中令龍爲右丞尚	
蕭嵩 七丁亥見在任階 如故		○蕭嵩 十四丁巳 時階金紫 相時階金紫 由吏尚	
嚴挺之 太府選 遷左丞夏間由 在五部選 任時階朝議 任十七丁亥見		皇甫翼 檢校左丞任 十二月見在	
席豫 七年遷 侍郎 丁亥以前或上十		韓休 甲寅事 入遷黃郎同平六 時階後由鄭刺六	
李嵩 任丁亥見在七五		蕭嵩 十二月見在十八 任癸亥一月 相寵爲右丞 由兵尚兩已 後四二月 遷日或十	
嚴挺之 吏選夏間由 部左丞之 侍郎 七丁亥閼 或明年由戶 是年是戶		李林甫 月至十二月 遷黃郎	
朝任七五 侍郎 請任丁亥 時階見十 侍選年間由 檢校右或 吏承上春		劉彤 月見在檢 校任一二	
○杜暹 留守 月兼京師 正		○杜暹	
裴寬 遷見在任 更年或明 侍		裴寬 月已至十二 月八日至明 年四丁巳 兵侍換未正	

二、八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成——年表・考証

(七三六) 開元二十四		
(七三七) 開元二十五	<p>○裴耀卿 紫相中二十一月 仍去宏學七壬寅 時爲龍階左由金丞侍</p> <p>○張九齡 長甲子四月二 史階如故</p>	<p>○蕭嵩 十七壬寅徙太師 右令集學二十一月 相時階院龍由中 紫爲金</p>
		○蕭嵩 嚴挺之是年或上 年末遷中郎
李嵩	李嵩	李嵩
裴思義 元中會官吏開	裴寬 爲蒲刺冬出	裴寬
席豫	席豫	席豫
李尚隱	<p>李 東十銀度充遷秋尚 都月青使劍戶由 留兼時南尚詹隱 守充階節兼事</p> <p>李 故三兵三七 品尚子二甫 階仍子如同遷十</p>	<p>李 金三戶同寅二閏林換十一 紫品尚三由十 時仍品禮一一甫尚壬月 階同遷尚壬月一貢</p>
		<p>蕭 出是戶淮太或貢 爲年侍轉府上一 岐或仍運少年是 刺明充使卿冬是 年使遷江由年</p>

		官職府		帝號(A. · D. 年年 號)	六
開元二十三(七三四)	開元二十一(七三三)	戶 部	侍郎		
裴 戶稍開思 侍前元曾 中義官或一 蕭 使淮事知少九 轉充度太月 運江支府以一 裴 轉充少九使九充侍戊二 蕭 使淮府以一 裴 李 銀品尚郎檢戊二 李 方兵四 青進同遷校子十五 林 節尚月 韓 階三禮黃由八月甫度朔遷一 宋 採日魏在亥月 訪充刺禮以十 使河任侍前九 北是兼已辛二 侍是 李 度尚採由 時領訪禮 隋朔使尚 開方遷關 府卽兵內月 張 是均 年始一 任蓋 陸 事知年是景 兵後是虛 兵以年待一 部某或融任 年或心 選官明一 在前一 崔 尚採太年隱 兼訪原或 河入尹明甫 南遷河年一 尹刑東由是 嚴 府是挺 年徙之太一 ○ 韓休 徐 工烈舍明是安 郎明是希 侍遷繼年年 檢陳由未貞 遷未烈 校希中或一 黃或一	源 官十蓋光 至前元譽 侍後二一 蕭 副南江少以十 運河充平黃丁二十運勾以一 使轉淮尹河二 都南江章郎已十二事當京八 運河充南月一 使轉淮事同遷四月 轉尹月卿 裴 李 張 侍起由年均 復前或一 爲中明 禮舍年是 李 兩丁同月 日巳月由一 遷或二工 吏後十尚 尚一四遷二 裴 間八明四二 換日年丁月一 戶辛正巳二 侍未月至十 李 宣月鎮 尉以一 山兵一 南侍二 尚 刑 書 侍郎 部 尚 書 侍郎 部 尚 刑 書 侍郎 部 尚 工 書 侍郎 部	度支·鹽運等使 鹽運 尚書 侍郎 尚書 兵 侍郎 部 尚書 侍郎 部 尚書 侍郎 部 尚書 侍郎 部 尚書 侍郎 部	度支 鹽運 尚書 侍郎 尚書 兵 侍郎 部 尚書 侍郎 部 尚書 侍郎 部 尚書 侍郎 部 尚書 侍郎 部	戶 部	侍郎

一、八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成——年表・考証

(七三五)	(七三六)	(七三七)
宋 戶末開溫 侍葉元 官中瑾 至或	韋 朝尹年濟 散遷由時少 階京是	韋濟
李 支府以元 事知少八 度太月祐		
蕭 爲明是仍遷蓋 岐年年充戶是 刺出或使侍年		錢諸御以羅 使道史監文 鑄充察月信
李 杜 換由一月閏故品仍遷一月閏金酉五 戶壬二十遲階同戶壬二十紫進日三 尚寅十一如三尚寅十一階辛月甫	○杜遲	○杜遲
李 禕 衢年 刺 明年 蓋 是 張 均 亥 見 在 任 乙 正	姚 春冬侍年郎禮功辰月奕 貢知任奕專部貢始十 舉明在掌委舉移二 年禮是侍於考壬三	姚 放奕榜 春
李 林甫 令七十階仍三子月林 壬一金同品由二 寅月紫三遷戶十甫 兼二品兵尚三 中十時尚同庚七	李林甫	
張 均 亥 見 在 任 乙 正	張均	張均
崔隱甫 鄭常年 是少遷由年 少或微太明	崔隱甫 尋充十 致東月甫 仕都以本九 留官九	盧 陝年 免 刺稍 入後 遷由是
○韓休 徐安貞	鄭少微 鄭常年 是少遷由年 少或微太明	鄭 見六是少 在日年任 丙十微 午月
牛 韓 少七 休 王月 寅二 徙十 門一 度品工 方殿七 一仙保 下丙月 仍尚節 中壬月客 省黃二 領同度 監黃二 大郎集 檢年是安 夫時學校 春年貞 階遷工夏 或貞 中中侍由 明	牛 韓 少七 休 王月 寅二 徙十 門一 度品工 方殿七 一仙保 下丙月 仍尚節 中壬月客 省黃二 領同度 監黃二 大郎集 檢年是安 夫時學校 春年貞 階遷工夏 或貞 中中侍由 明	銀在七 六仙 青任庚 月時午 二客 階見十

												官職府
												帝號(A.D.年號)
												尚書
												都省官
												六部(度支鹽運等使附)
												戶部
												尚書侍郎
												左丞相
												右丞相
												左次丞
												右次丞
												尚書郎
												六部(度支鹽運等使附)郎
												戶部郎
												尚書侍郎
												蕭良弼
												留充侍郎
												岐後河判刑
												復辛
												六月由
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶
												度事戶

(七四二)
天寶元

左僕射二十丙申
復舊名
○裴耀卿一八月二
李如故
十壬辰換右僕射
尋學仍吏尚集由右
進階時階石尚遷左
特祿尚左僕兼集
進祿尚左僕兼集

右僕射
左僕同
○裴耀卿一八月二
時階金紫由左僕換
李林甫一八月二

席豫一約是年遷檢
校禮尚

姚奕一八月貶永
陽太守
陸景融一一是年由
旋榮榮陽太守入遷
左丞

李林甫一八月貶永
陽太守
王景融一一是年由
如士相僕尚仍遷左
故散吏兼遷右十祿度
官尚並學右左十祿度

苗晉卿

宋遙一多見在任

張均一開元
天寶之際由
左庶遷

(七四二)
天寶元

席
禮遷由約豫
尚檢左是校丞年
韋
放陟榜
春
李牛仙客
以月未
左適薨
相干之
兼壬十九辛七
辰

盧
太守貶臨淄
八

李
遷月適之
左相日丁八
丑

郭虛己

唐・宋間 支配層の構成と変動に関する基礎的研究
における (非売品)

一九九三年三月 印刷

一九九三年三月 発行

一九九四年三月 頒布

編 者 吉 岡

(福島大学教育学部) 真

製 作 株式会社 東 方 書 店
(〒101 東京都千代田区神田神保町一ー三)